

第四次久留米市環境基本計画

— 資料編 —

もくじ

1 久留米市の状況

1 地域特性	1
2 社会的特性	2
3 温室効果ガスの排出状況と削減目標	5
4 ごみの排出状況と削減目標	15
5 生物多様性の状況	19
6 環境教育の状況	33

2 市民参画の状況

1 市民アンケート調査の結果	38
2 事業者アンケート調査の結果	47
3 久留米市民意識調査の結果	53
4 市民ワークショップ	55
5 事業者・団体等ヒアリング	57

3 改定の経過

1 久留米市環境審議会等の開催状況など	59
---------------------	-------	----

1 久留米市の状況

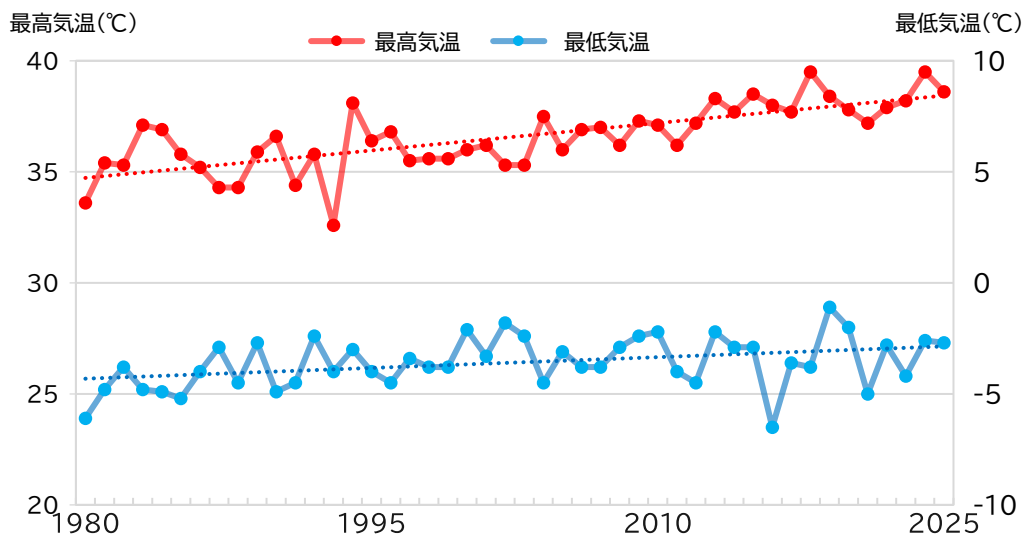
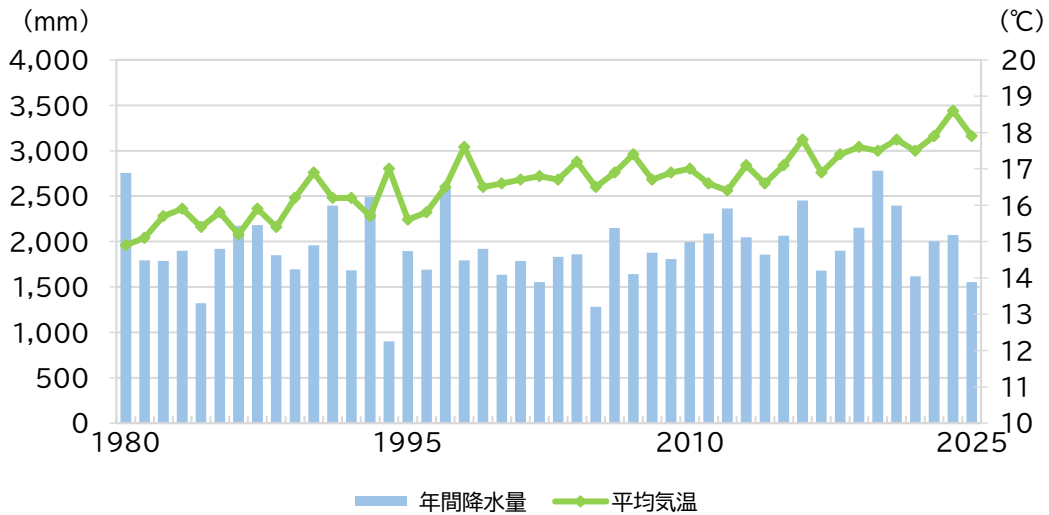
1 地域特性

1 自然的条件

本市は、九州一の大河・筑後川と東西に連なる耳納連山に育まれた美しい自然に恵まれた緑豊かなまちです。

気候は、気温の年較差や降水量の年変化が大きいものの、雪は少なく、温暖で四季の変化に富んでいます。年平均、最低、最高気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には年平均気温において、100年あたり約4.7℃の割合で上昇しています。

東西32.27km、南北15.99kmと東西に長く、また市域に占める森林の割合は約15%、住宅地や農用地の割合は約56%と平野部が多くなっています。



久留米市の降水量及び気温の推移(出典:気象庁)

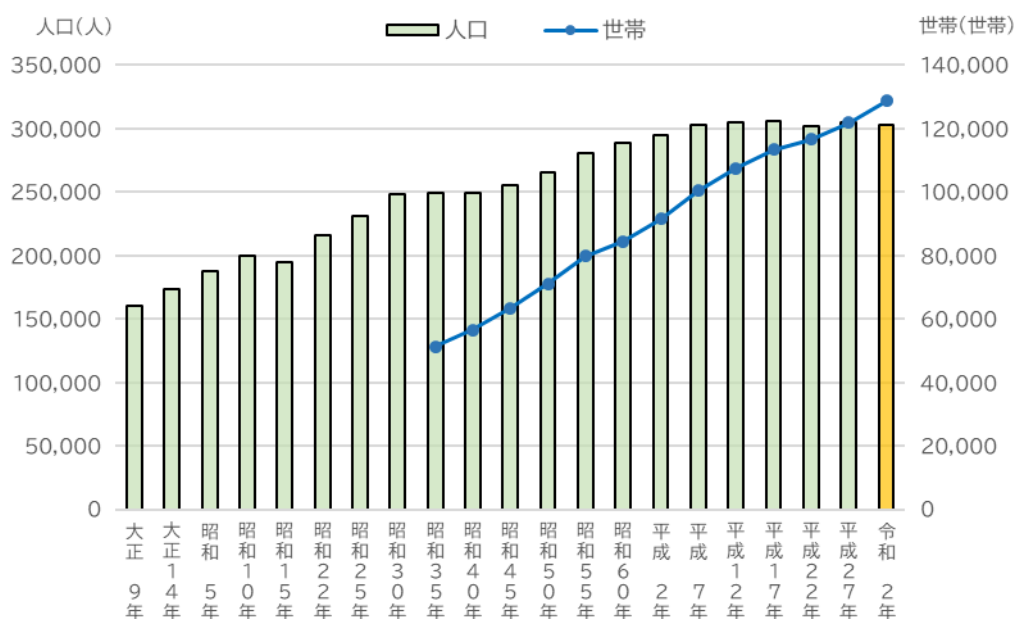
2 社会的特性

1 人口・世帯数の推移

本市の総人口(国勢調査人口)は、長年、増加傾向が続いてきましたが、2005(平成17)年の30万6,434人をピークに減少に転じ、2020(令和2)年は、30万3,316人となりました。

住民基本台帳人口から人口傾向を分析すると、「自然動態」については、2011(平成23)年度以降、「社会動態」については、2017(平成29)年度以降、いずれもマイナスに転じました。社会動態の傾向や政策効果を勘案した本市独自の推計において、2030年度末の総人口は29万5千人、2060年度末の総人口は25万3千人と見込んでいます。

また、住民基本台帳から世帯数の推移をみると、人口増減に関わらず世帯数は一貫して増加傾向にあります。一世帯当たりの人数は減少しており、2010(平成22)年は約2.5人/世帯であったのが、2026(令和8)年には約2.1人/世帯まで減少しています。

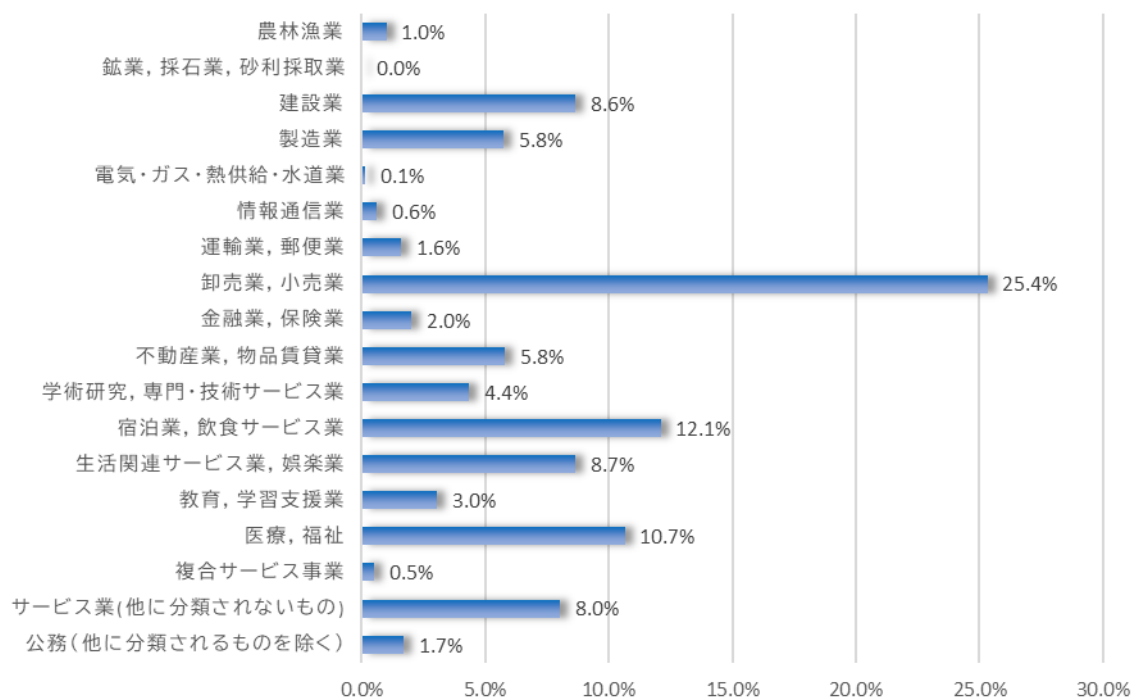


久留米市の人口推移(出典:国勢調査結果)

2 産業構造

産業構造は、非製造業・サービス業等(第3次産業)が中心で84.6%を占めており、次いで建設業が8.6%、製造業が5.8%、農林水産業が1.0%を占めています。

非製造業・サービス業等の事業所数の構成比をみると、卸売・小売業が25.4%、宿泊業・飲食サービス業が12.1%と高い割合を占めています。



久留米市の事業所構成比(出典:令和3年経済センサス)

3 都市の構造と交通

九州自動車道と長崎自動車道・大分自動車道のクロスポイントに近接するとともに、国道 3 号をはじめ、209 号、210 号、264 号、322 号等の国道や、広域高速鉄道の九州新幹線及び JR 鹿児島本線、JR 久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線の鉄道を有し、九州における交通の要衝となっています。

人口減少が進む中、地域の活力を維持するため、公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進め、地域生活拠点の充実に向けた取組を推進していくことが必要です。



久留米市の交通網(出典:久留米市都市交通マスタープラン)

3 温室効果ガスの排出状況と削減目標

1 久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)とは

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、中核市に義務付けられている法定計画で、国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。

計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものです。

なお、この計画は、気候変動適応法第 12 条に基づく「久留米市気候変動適応計画」を包含しています。(具体的な取組は、「久留米市環境基本計画行動計画」に定めます。)

(1) 対象とするガス

地球温暖化対策推進法に定める 7 種類の温室効果ガスのうち、以下の 3 種類の温室効果ガスを推計対象とします。

代替フロン等 4 ガス(ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)・パーフルオロカーボン類(PFCs)・六ふっ化硫黄(SF₆)・三ふっ化窒素(NF₃))については、本市においては排出量が微量なため、推計の対象としません。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	排出源と推計内容
二酸化炭素(CO ₂)	燃料の燃焼(エネルギー消費)などから発生し、全温室効果ガスのほとんどを占めます。本推計では、エネルギー消費・一般廃棄物の焼却に伴い発生するものを対象とします。
メタン(CH ₄)	本推計では、農業分野・廃棄物の焼却・排水処理に伴い発生するものを対象とします。
一酸化二窒素(N ₂ O)	廃棄物の焼却や肥料の施肥などから排出されます。本推計では、一般廃棄物の焼却・排水処理・農業分野における活動に伴い発生するものを対象とします。

(2) 温室効果ガス排出量の推計と目標の設定

① 温室効果ガス排出量の推計方法

温室効果ガス排出量は環境省策定の「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」に準拠して推計しました。

推計方法は大きく分けて積み上げ法と按分法の 2 種類に分類されます。積み上げ法では、民生家庭部門・民生業務部門・運輸部門(自動車)等を推計し、按分法では、産業部門・運輸部門(鉄道)・メタン・一酸化二窒素等を推計しています。

- 積み上げ法

生産量・使用量・焼却量など、排出活動の規模を表す指標(以下「活動量」という。)のうち、久留米市個別のデータが把握可能なものについて、データを積み上げて推計する手法

- 按分法

活動量のうち、久留米市個別のデータが把握困難なものについて、福岡県または国のデータを按分して推計する手法

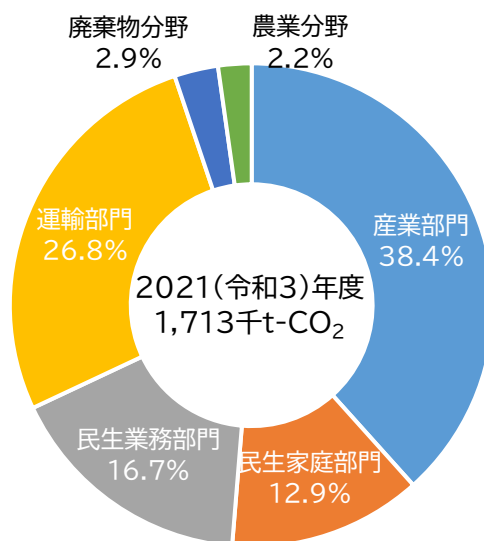
② 温室効果ガス排出量の現況推計

2-1 温室効果ガス総排出量

本市における温室効果ガスの総排出量は、2021(令和 3)年度で 1,713 千 t-CO₂となっています。

温室効果ガスの種類別構成比は、CO₂ が約 97.5%を占め、メタン・一酸化二窒素が占める割合は約 2.5%となっています。

2021(令和 3)年度における部門別の排出割合をみると、産業部門が 38.4%、民生家庭部門が 12.9%、民生業務部門が 16.7%、運輸部門が 26.8%となっています。

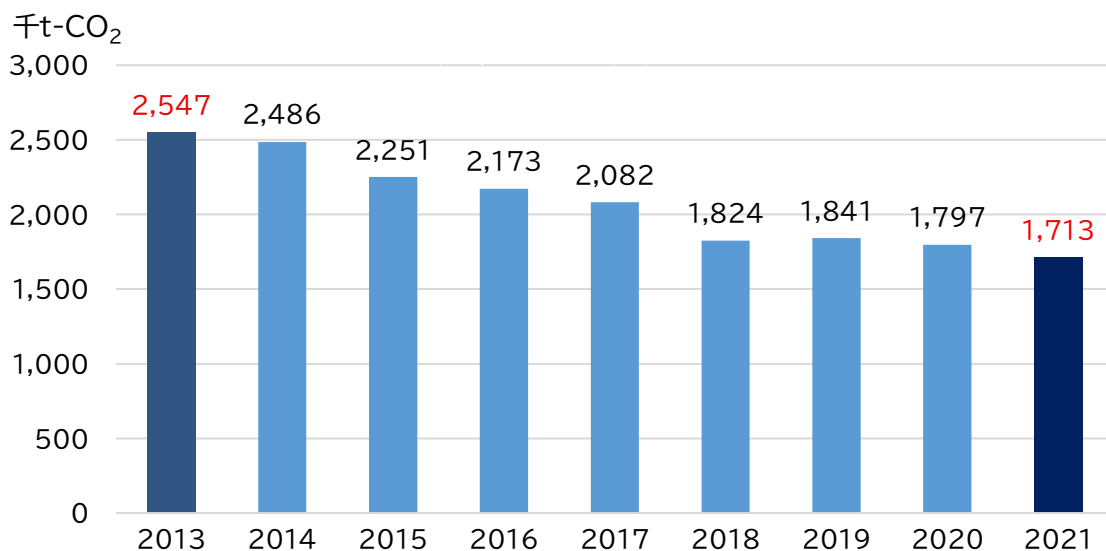


部門別温室効果ガス排出割合 (出典：久留米市調査)

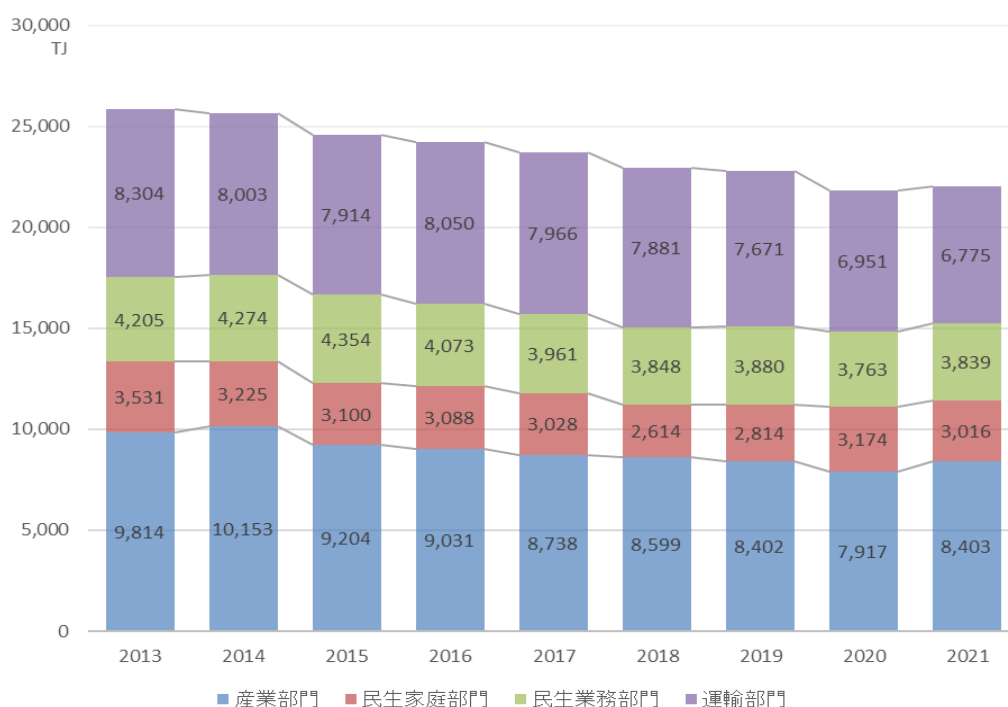
2-2 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移は、着実に減少している状況ですが、後述する 2030 年削減目標や 2050 年ゼロカーボンシティ実現に向けて、削減の加速化が必要な状況です。

また、エネルギー消費量も 2021 年度は前年度に比べ産業部門と民生業務部門が増加しており、今後の省エネ徹底や積極的な再エネの導入が求められます。



久留米市の温室効果ガス排出量の推移(出典:久留米市調査)



部門別エネルギー使用量の推移(出典:久留米市調査)

③ 温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢ケース)

3-1 温室効果ガス削減目標設定の考え方

本市の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」を踏まえて設定します。

ただし、目標設定に当たっては、国等との連携により着実に対策を実行した場合の削減ポテンシャルと、社会動向を踏まえた将来の温室効果ガス排出量の予測結果に基づいて削減可能量を推計し、達成が見込めることを前提とします。

3-2 将来推計(現状すう勢ケース)の基本的な考え方

削減目標の設定に当たり、現状どおりで追加的な地球温暖化対策を実施しないことを前提とした温室効果ガス排出量(現状すう勢ケース排出量:BAU)について、原則として下の式で将来推計を行いました。

具体的には、各部門の分野ごとに、温室効果ガス排出量との関連性が深い活動量を設定し、その活動量の将来予測を行い、それに『エネルギー消費原単位』と『排出係数』を乗じて温室効果ガスの将来推計を行っています。

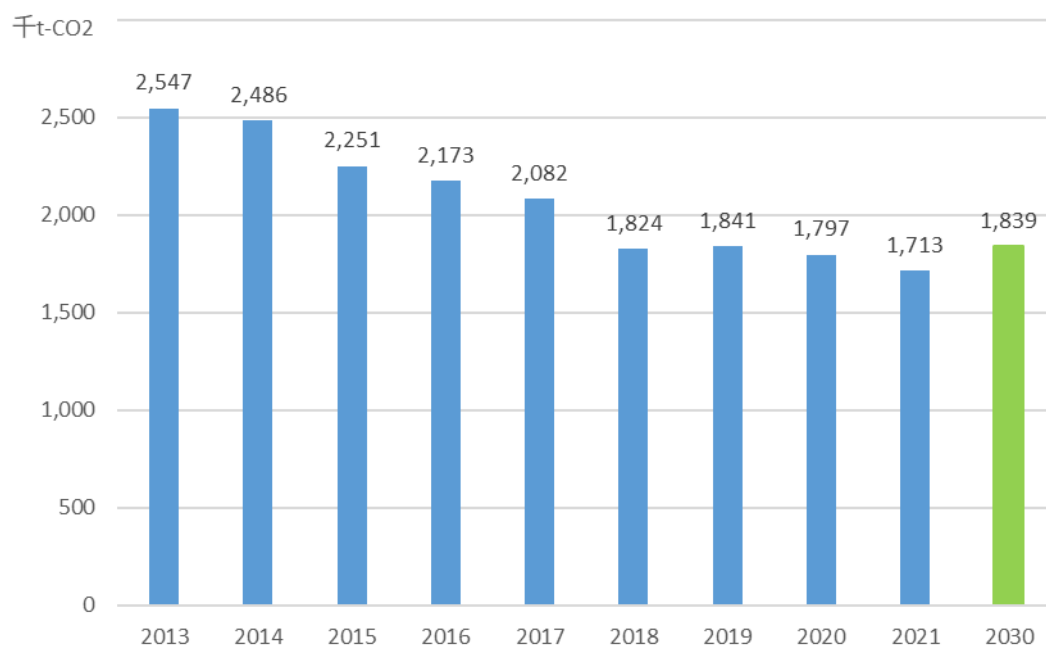
$$\text{現状すう勢ケースの温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{エネルギー消費原単位} \times \text{排出係数}$$

将来推計に用いた活動量

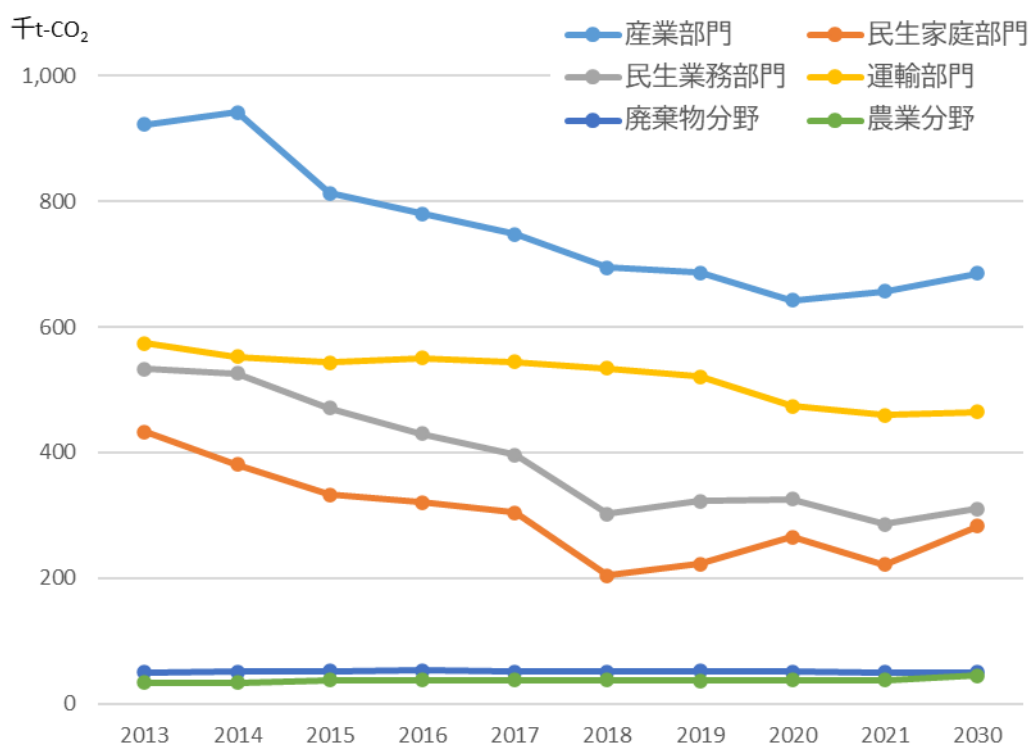
ガス	部門・分野		活動量
二酸化炭素	産業部門	製造業	製造品出荷額
		建設業・鉱業	建設業・鉱業従業者数
		農林水産業	農林水産業総生産額
	民生部門	家庭	世帯数
		業務	業務系従業者数
	運輸部門	自動車	自動車保有台数
		鉄道	人口
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却	廃プラスチック・合成繊維くず焼却量	
メタン・一酸化二窒素	廃棄物分野	一般廃棄物の焼却	廃プラスチック・合成繊維くず焼却量
		生活・商業排水の処理	世帯数・業務系従業者数
	農業分野	水田、家畜の排せつ物の管理など	農林水産業総生産額

3-3 温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢ケース)結果

現状すう勢ケースの将来推計の結果、2030年度における温室効果ガス排出量は1,839千t-CO₂となりました。2013(平成25)年度の温室効果ガス排出量と比較した削減量は708千t-CO₂となり、約27.8%に相当します。



温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢ケース)結果(出典:久留米市調査)



温室効果ガス排出量の部門別将来推計(現状すう勢ケース)結果(出典:久留米市調査)

④ 地球温暖化対策による温室効果ガス削減量の推計(対策ケース)

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、国が市民・事業者・行政等と連携して推進する対策・施策等を市域全体で取り組んだ場合の削減可能量(削減ポテンシャル)を推計しました。推計の結果、2030年度において約490千t-CO₂の削減が見込まれ、これは2013(平成25)年度の温室効果ガス排出量の約19.2%に相当します。

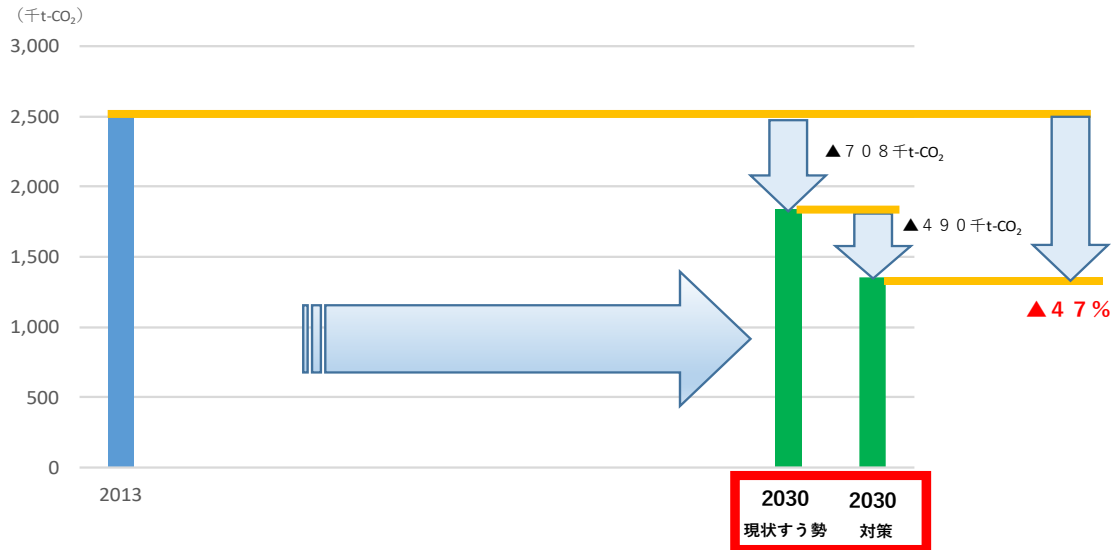
本市における温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

項目	2030年度削減量
産業部門	92千t-CO ₂
省エネルギー設備・機器等の導入(高効率な産業設備機器の導入促進など)	
エネルギー管理の徹底(工場へのFEMSの導入促進など)	
その他対策・施策(業種間連携による省エネ取り組みの促進など)	
民生家庭部門	145千t-CO ₂
住宅の省エネルギー化(高性能な新築住宅の建築や既存住宅の省エネ改修の普及促進など)	
省エネルギー機器の導入(高効率な照明や給湯設備、空調などの導入促進など)	
省エネルギー行動の推進(クールビズ・ウォームビズの促進、脱炭素な行動や製品の選択促進など)	
その他対策・施策(住宅用太陽光発電の導入促進など)	
民生業務部門	146千t-CO ₂
建築物の省エネルギー化(高性能な新築建物の建築や既存建物の省エネ改修の普及促進など)	
省エネルギー機器の導入(高効率な照明や業務用給湯器、空調設備の導入促進など)	
省エネルギー行動の推進(環境マネジメントシステムの運用、クールビズ・ウォームビズの促進など)	
その他対策・施策(熱環境の改善や水道事業における省エネ対策など)	
運輸部門	94千t-CO ₂
車両等の対策(次世代自動車の普及促進、燃費改善など)	
その他対策(エコドライブの普及促進、道路交通の渋滞対策など)	
その他	9千t-CO ₂
バイオマスプラスチック類の普及・廃棄物焼却量の削減等	
その他ガス(CH ₄ , N ₂ O)	4千t-CO ₂
総合計	490千tCO ₂

注)数値の合計は、端数処理により合わないことがあります。

⑤ 温室効果ガス削減目標の設定

現状すう勢ケースの推計【基準年度比 708 千 t-CO₂(27.8%)減】と対策ケースの推計【基準年度比 490 千 t-CO₂(19.2%)減】とを合わせた 2030 年度の削減可能量は 1,198 千 t-CO₂ となり、これは基準年度の温室効果ガス排出量の 47.0%に相当します。



温室効果ガス削減目標の設定

国は、2030 年度において、温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度から 46%削減することをめざし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくと目標を掲げています。

国の温室効果ガス削減目標 (出典:地球温暖化対策計画 概要)

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

本市においても、国の目標及び削減ポテンシャルを踏まえ、部門ごとの削減目標を以下のとおり整理し、市域全体において、基準年度比で 50%削減をめざすこととします。

また、2050 年には、温室効果ガス排出実質ゼロをめざします。

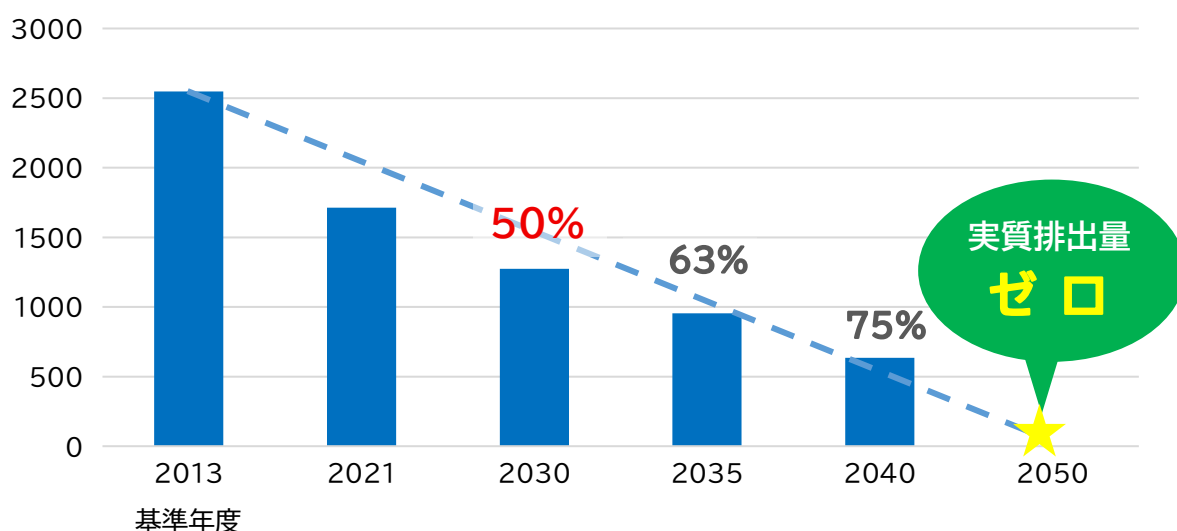
なお、上記目標に加え、2035 年と 2040 年の中間目標を設定します。

温室効果ガス削減目標

2030年度に2013(平成25)年度比 50%削減
 2035年度に2013(平成25)年度比 63%削減
 2040年度に2013(平成25)年度比 75%削減

本市の温室効果ガス排出削減目標

(単位:千t-CO₂)



【参考】部門ごとの温室効果ガス排出量の削減目標

(単位:千t-CO₂)

	現状 (2021年度)	目標(2013年度比削減率)		
		2030年度	2035年度	2040年度
産業部門	657	562(▲39%)	421(▲54%)	280(▲70%)
民生家庭部門	222	130(▲70%)	97(▲78%)	65(▲85%)
民生業務部門	286	155(▲71%)	116(▲78%)	77(▲86%)
運輸部門	459	350(▲39%)	262(▲54%)	174(▲70%)
その他	89	76(▲11%)	58(▲33%)	38(▲55%)

公共施設 ZEB 化の推進状況



中央図書館
(令和3年度竣工)



上下水道部合川庁舎
(令和3年度竣工)



総合幼児センター
(令和6年度竣工)

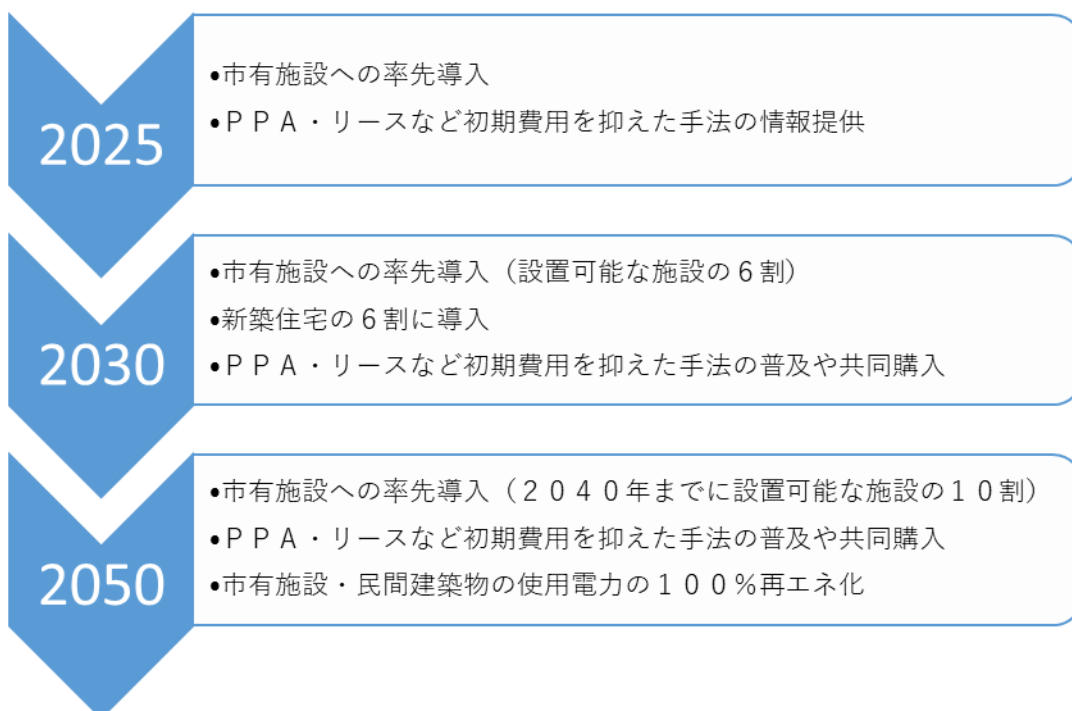
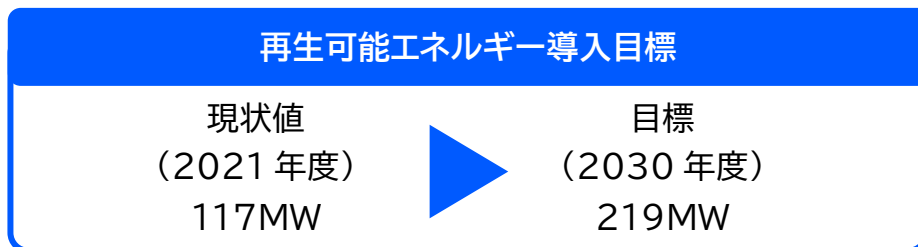


三瀬生涯学習センター
(令和7年度竣工)

(3) 再生可能エネルギー導入目標について

2030年度までの再エネ導入目標の設定にあたっては、エネルギー基本計画で示される2030年度の再エネ導入見込み量を本市の再エネポテンシャルで按分して設定します。

本市の再生可能エネルギーのポテンシャル(1,794MW)を基に算出した目標は下表のとおりです。そして、その導入に向けては下記のとおり進めていくこととします。



電力の地産地消を推進

市内のクリーンセンターでは、ごみの焼却熱で発電を行っています。この電力を有効活用するため、まずはごみ処理などの電力として宮ノ陣クリーンセンターで使い、利用されずに余った電気は、一部を市内の公共施設に送電し、残りは売却しています。

このごみ焼却により発電した電力は、再生可能エネルギー(バイオマス発電)として扱われますので、温室効果ガス排出量の削減につながります。

また、久留米市で作った電力を久留米市で消費する電力の地産地消の推進にもつながり、エネルギーに関する資金の市外流出を防ぐ効果もあります。

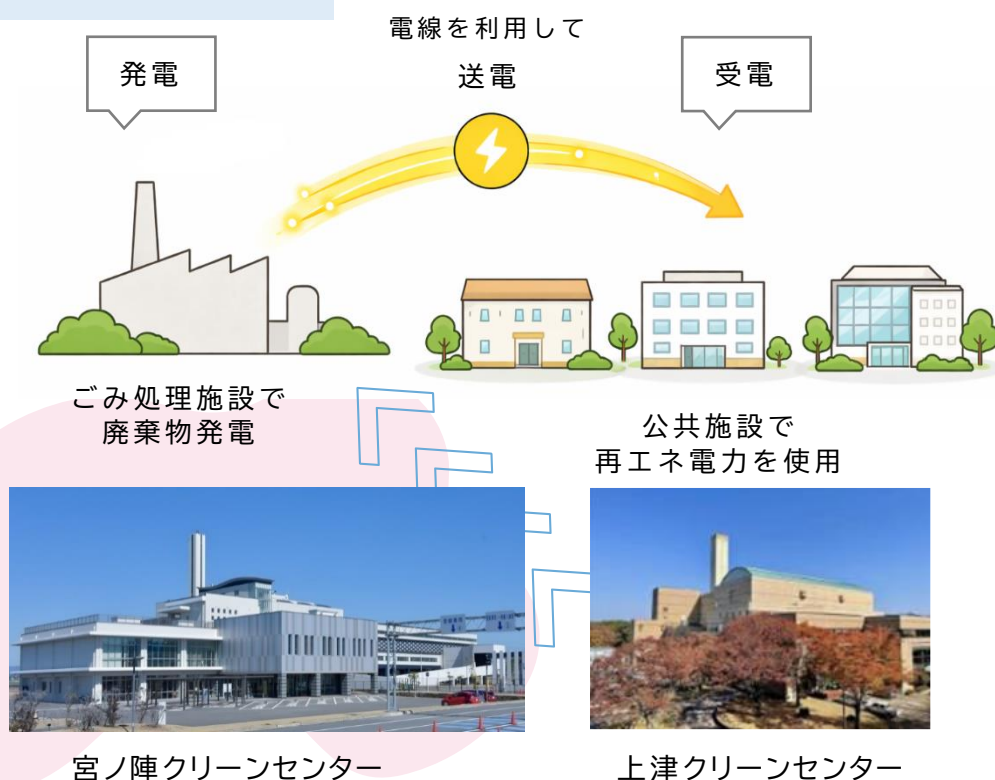
脱炭素とエネルギー循環を同時に進める電力の地産地消に今後注目です！

※補足説明：

事業者が遠隔地に設置した自己所有の太陽光やバイオマスなどの発電設備で発電した電気を、一般送配電事業者の送配電ネットワーク(電線)を利用して、同事業者の工場や施設へ送電する仕組みを「自己託送」と言います。敷地内に十分な発電設備を持ってない場合でも、再エネを自家消費できる環境価値の高い制度です。

エネルギーの地産地消

(地元で発電し地元で使う)

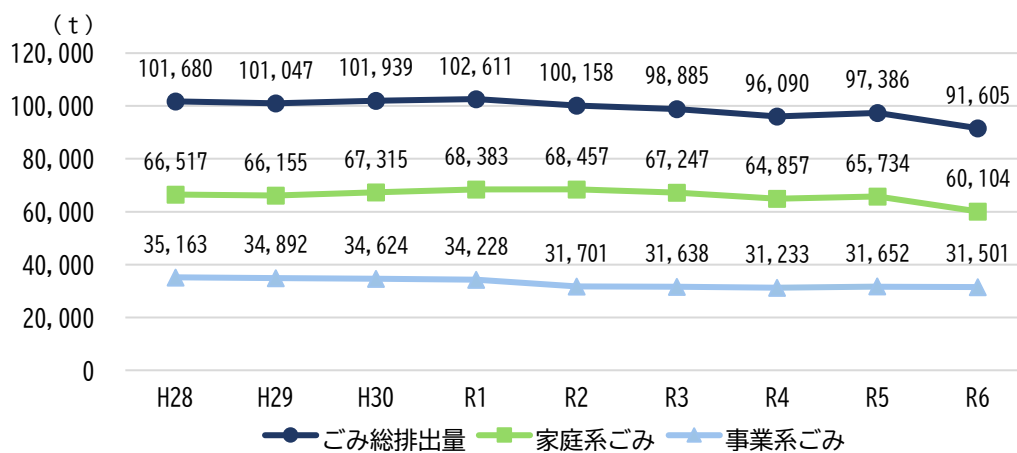


4 ごみの排出状況と削減目標

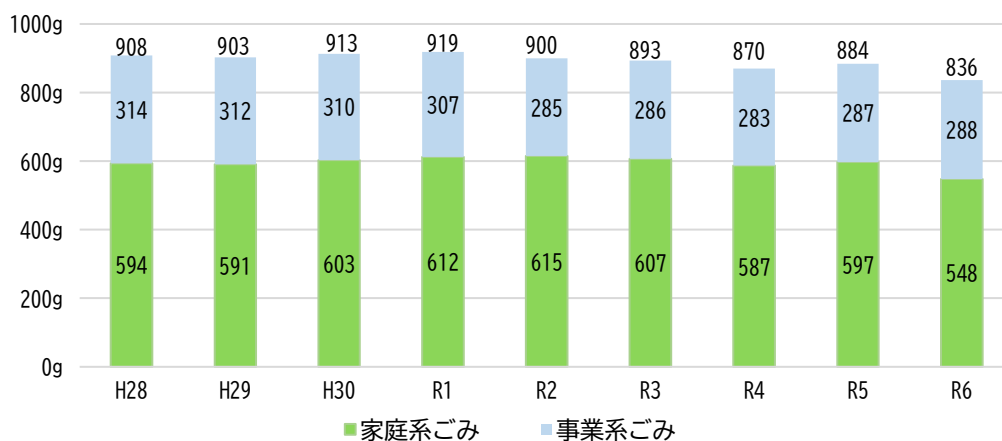
1 ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移を見ると、市民や事業者の継続的な実践によるごみ減量・分別の推進により、排出量は令和元年度以降減少傾向にあります。事業系ごみは、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響で経済が停滞し、前年に比べ約7%減少しました。その後、経済活動は徐々に回復しつつありますが、排出量は横ばいで推移しています。

ごみ排出量の推移(災害ごみを含む)



一人一日当たりごみ排出量の推移(災害ごみを含む)



※一人一日当たりごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

【参考】 全国と中核市の一人一日当たりのごみ排出量(g/人・日)

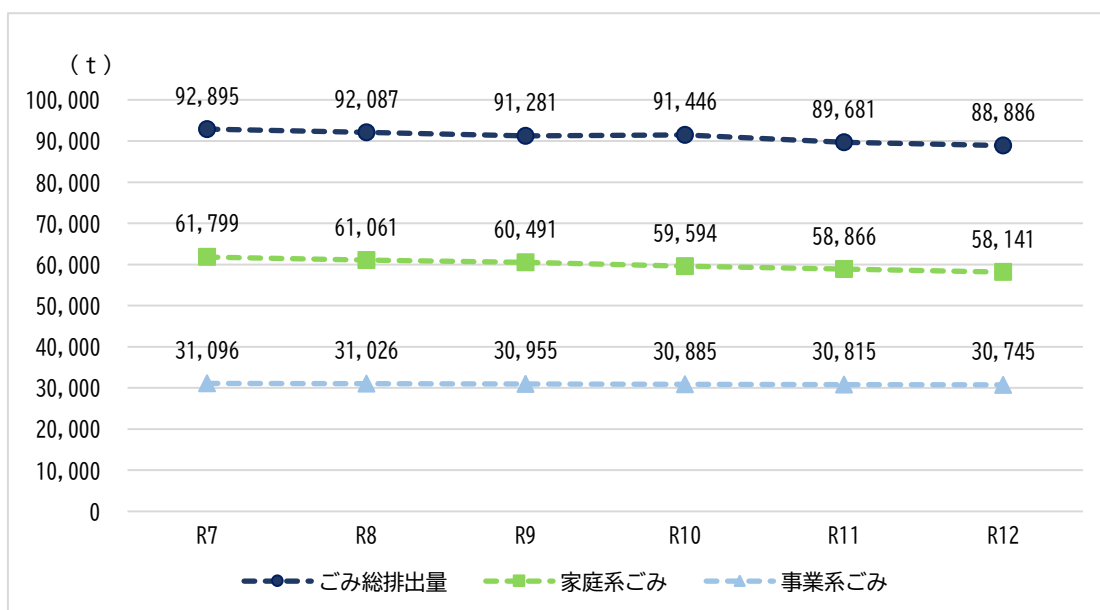
全国(R6)	中核市(R5)	久留米市(R6)
839g	875g	836g

2 将来推計

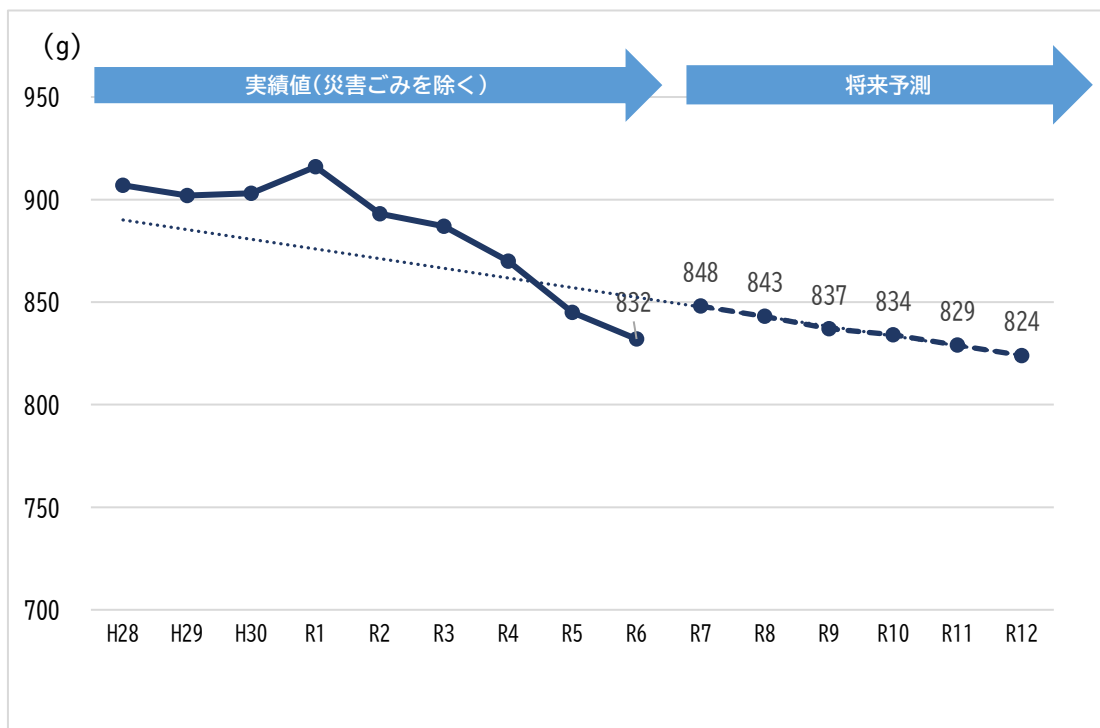
家庭系ごみの排出量は、平成 28 年度から令和 6 年度の実績を基に推計しました。また、事業系ごみの排出量は、令和 3 年度から令和 6 年度の実績を基に推計しました。

なお、将来推計は、災害ごみを除いた実績を基に推計しました。

ごみ排出量の推計



一人一日当たりごみ排出量の推計



3 目標値の設定

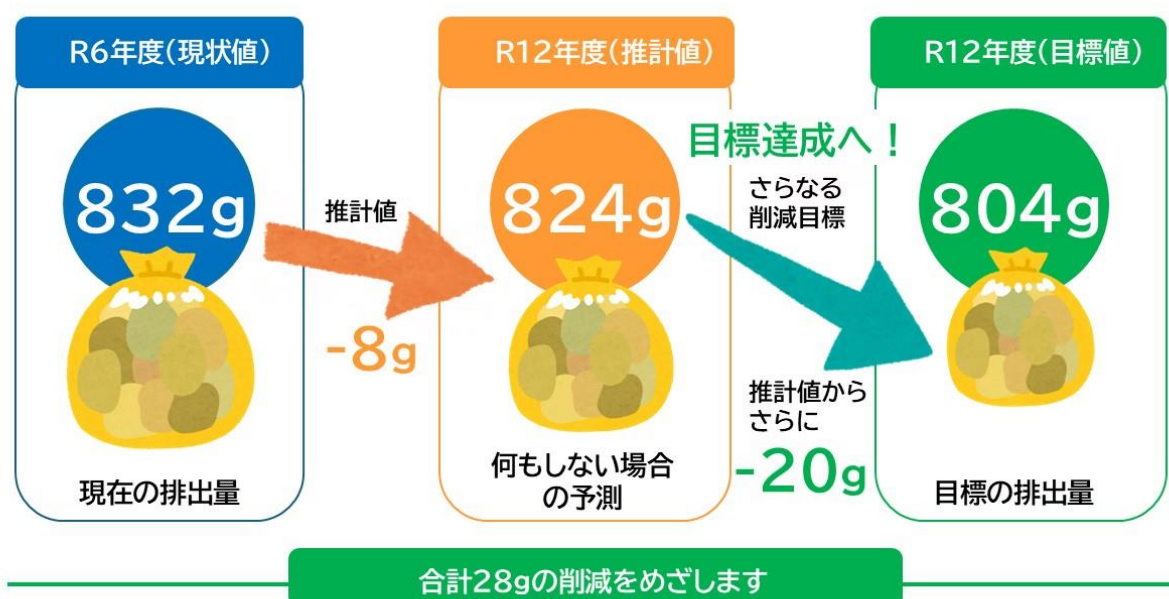
市民アンケートの結果では、限りある資源を大切に使うために無駄な消費や廃棄を減らす取組が重要だと考える市民が約 80%となっています。今後も様々な施策を進めることで、さらなるごみ排出量の削減をめざします。

具体的には、一人一日あたりのごみ排出量の目標値を、推計値「824g(令和 12 年度)」から 20g 削減し、「804g(令和 12 年度)」に設定します。

市民や事業者との協働をさらに進め、発生抑制やリユースなどのごみ削減に向けた取組を継続していくことで、循環型社会の実現をめざします。

指標 市民一人一日あたりのごみ排出量(g/人・日)		
現状(R6)	目標(R12)	増減
832g(災害ごみを除く)	804g	R6 から 28g削減(R12 将来推計から 20g削減)

※災害ごみを含む場合：836g



循環の輪がひろがります

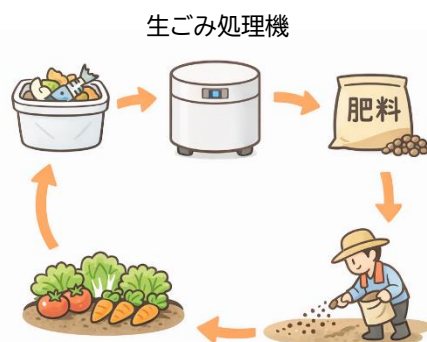
上津の里朝市の会では、家庭の生ごみを「資源」に変える、素敵なりサイクルに取り組んでいます。

鍵を握るのは、各家庭で手間ひまかけて乾かした「乾燥生ごみ」です。

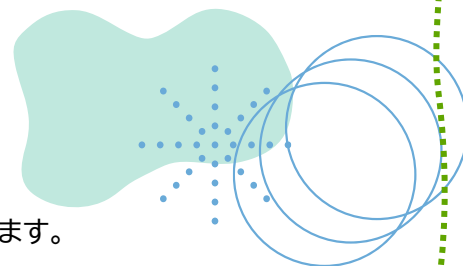
本来、燃やせば二酸化炭素を出してしまう厄介者の生ごみも、生ごみ処理機で乾燥させて市に持ち込めば、上津の里朝市の会の手によって豊かな土を作る「堆肥」へと生まれ変わります。

その栄養をたっぷり吸って育った元気野菜は、毎月第3日曜日のサンデーリサイクル(宮ノ陣クリーンセンター)で販売され、再び私たちの食卓へ戻ってきます。乾燥生ごみを持参すれば、その場で野菜と交換することもできます。

捨てるではなく資源として繋ぐ。この素敵な循環の輪に、あなたも加わってみませんか？



公式 YouTube で紹介しています。



5 生物多様性の状況

1 久留米市生物多様性地域戦略～くるめ生きものプラン～

久留米市生物多様性地域戦略「くるめ生きものプラン」とは

2008年(平成20年)に施行された「生物多様性基本法」に基づいて、地方公共団体が策定する「生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関する基本的な計画です。

また、久留米市環境基本計画に掲げる基本目標の一つである「自然共生社会の構築」の実現に向けた部門別計画に位置づけ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、今ある豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できるよう策定しました。

(1) 課題

私たちは、衣・食・住だけではなく、きれいな水や空気、薬の原料、天然資源など、生物多様性から受ける恵みによって支えられており、私たちの衣・食・住に関わる製造や流通、販売など事業活動においても、生物多様性を利用して事業活動が行われています。

しかし、私たち人間が便利で快適な暮らしを求めるなど、人間活動(開発、乱獲、汚染、外来種、気候変動など)によって、生態系や他の生きものたちに深刻な影響を与え、過去に類を見ない速度で生物多様性が減少し続けており、私たち人間の生活基盤そのものを脅かす深刻な危機となっています。

そもそも生物多様性の危機の根底には、生物多様性の重要性に対する知識の不足や関心の低さがあり、私たち人類の生存・生活に不可欠な存在であるとの価値観を社会全体に広く浸透させ、行動につなげていく必要があります。

特に、生物多様性の保全の重要性や具体的な取組等に関する地域全体への理解が十分進んでいない現状を踏まえて、市民、事業者、行政が連携した協働による啓発イベントの開催や各種学習会の開催等に取り組むとともに、それらの「学び」を具体的な活動に繋げていくための協働による社会的な枠組みづくりに取り組むことが課題です。

(2) 対象地域 久留米市全域

(3) 基本理念 「自然とふれあい、自然と生きるまち くるめ」を目指す

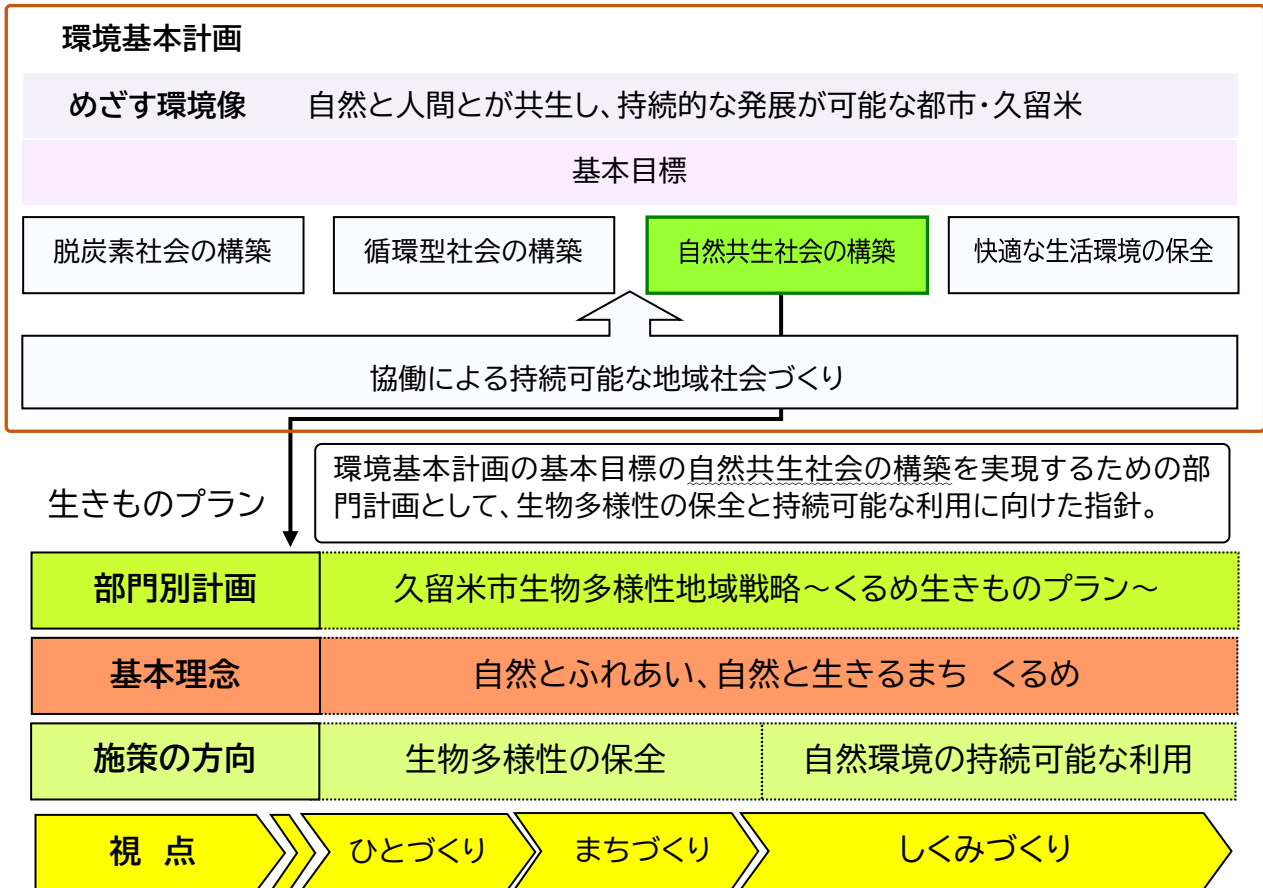
(4) 計画期間 2026(令和8)年度～2030(令和12)年度

(5) 施策の方向 生物多様性の保全及び自然環境の持続可能な利用

(6) 施策推進の視点 「ひとづくり」「まちづくり」「しくみづくり」の視点に基づく施策の推進

(7) 成果指標 自然や生きものを守るための活動や行動をしている人の割合
 【現状】58.6%(2025)⇒【目標】85.0%(2030)

(8) 進行管理 「久留米市環境基本計画行動計画」で進捗状況を管理し、施策の成果を把握する



2 市政アンケートモニター「くるモニ」生物多様性に関する調査結果

I 調査の目的

市民の方の市政に関する意向やニーズを把握し、市の施策推進の参考データとして活用するとともに、市民の市政への関心を高め、理解を深める。

II 調査テーマ

「生物多様性の保全」自然環境に関する意識や行動について

III 調査概要

1. 調査地域 … 久留米市全域
2. 調査対象者 … 満15歳以上の久留米市民
3. 調査方法 … インターネット調査
4. 調査期間 … 令和7年12月4日(木)から12月17日(水)まで
5. モニター数 … 600人
6. 回収結果 … 回収数425人、回収率70.8%

IV 回答者の属性

■性別	(%)
女性	56.0
男性	44.0
()	0
合計	100

■年齢	(%)
15～17歳	4.7
18～19歳	3.3
20歳代	8.0
30歳代	15.8
40歳代	22.6
50歳代	20.9
60歳代	17.6
70歳以上	7.1
合計	100

■職業	(%)
農林漁業	0.5
自営業	4.9
給与所得者(常勤)	50.8
パート・アルバイト(学生は除く)	14.6
学生	9.6
家事に専念	7.3
無職	9.4
その他	2.8
合計	100

■居住ブロック	(%)
東部	11.1
北部	12.0
中央東部	14.4
南東部	9.2
中央部	15.1
中央南部	18.4
南西部	9.6
西部	10.4
合計	100

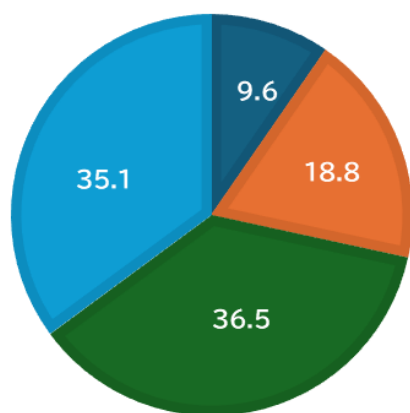
ブロック別	対応する校区
東部	山川・山本・草野・善導寺・大橋・船越 水分・柴刈・川会・竹野・水縄・田主丸
北部	小森野・合川・宮ノ陣・北野・弓削・大城・金島
中央東部	西国分・東国分・御井
南東部	上津・高良内・青峰
中央部	荘島・日吉・篠山・京町・南薫・長門石
中央南部	鳥飼・金丸・南・津福
南西部	荒木・大善寺・安武
西部	城島・下田・青木・浮島・江上 犬塚・三瀬・西牟田

問1 「生物多様性」※という言葉を知っていますか。

(あてはまるものを1つ選んでください)

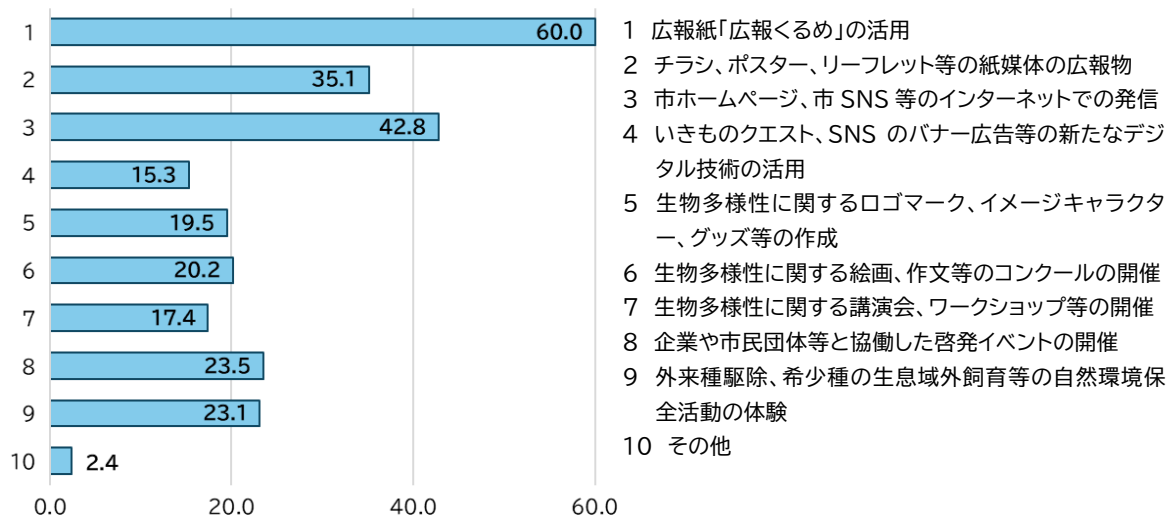
※生物多様性とは

多種多様な生きものが存在し、それらが「食べる－食べられる」の関係をはじめ、複雑に関わり合いながら自然環境が成り立っていること。



- 1 内容をよく知っている
- 2 内容をある程度知っている
- 3 言葉を聞いたことがある
- 4 全く知らない

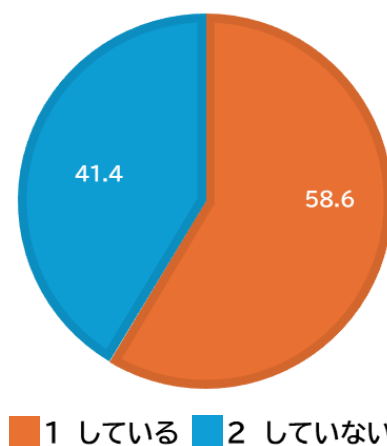
問2 現在久留米市では、「生物多様性」の認知度向上、自然環境保全意識の高揚のため、主に子どもを対象とした啓発イベントを企業等と協働で実施していますが、今後、各世代に応じた啓発を実施していきたいと考えています。「生物多様性」についてより多くの人に知っていただくために、どのような啓発が効果的だと思いますか。(あてはまるものをいくつでも選んでください)



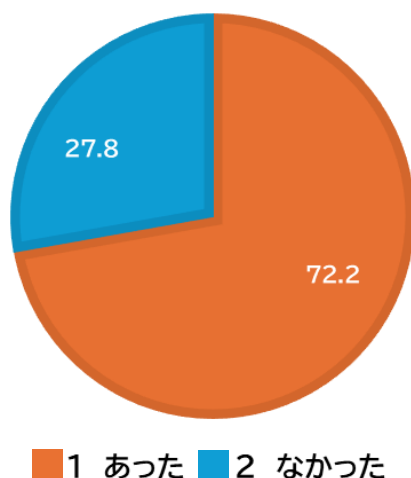
問3 自然や生きものを守ることを意識して、何か活動や行動をしていますか。
(あてはまるものを1つ選んでください)

※このような活動や行動が、自然や生きものを守るためにつながります。

- リサイクルや省エネに取り組む
- 近所へ行く際、徒歩、自転車を利用する
- 旬の食材や地元で生産されたものを食べる
- 詰め替え用商品等、環境にやさしい商品を購入する
- 緑のカーテンづくりをする
- 山や川に行き、自然とふれあう
- ペットは最期まで責任をもって育てる
- 手作り堆肥で、野菜等をつくる
- 地域の清掃活動に参加する

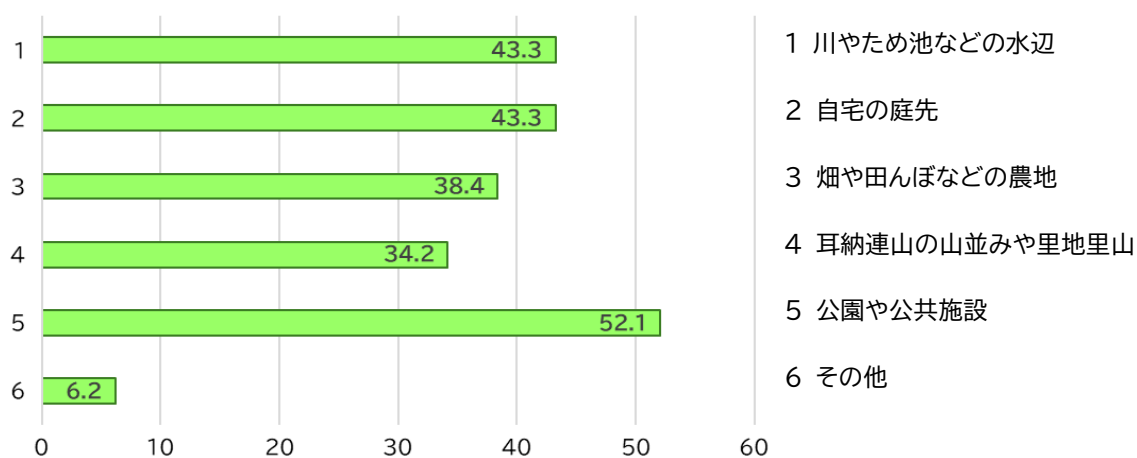


問4 この1年くらいの中に、身近に自然を感じたり、生きものと自ら進んでふれあったりしたことがありましたか。(あてはまるものを1つ選んでください)

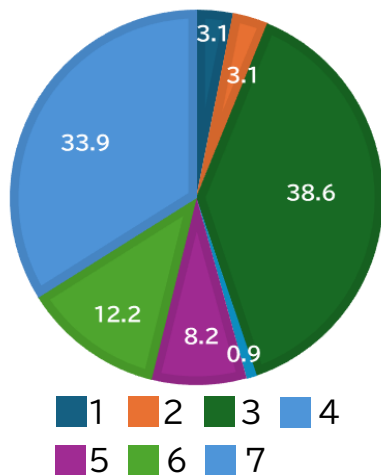


問5 問4で「1 あった」と回答された方におたずねします。

身近に自然を感じたり、生きものと自ら進んでふれあった場所はどこですか。(あてはまるものをいくつでも選んでください)

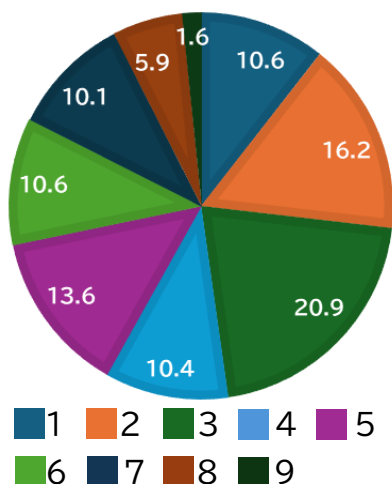


問6 久留米市では、自然環境調査を実施して、5地区(地図 A~E)の「優れた生態系を有する地域」を選んでいきます。また、平成27年に環境省より「生物多様性保全上重要な里地里山」として田主丸の竹野地区(地図 F)が選定されています。以下の地域の中で、あなたが特に守るべき自然環境を有すると思う場所はどこですか。(あてはまるものを1つ選んでください)



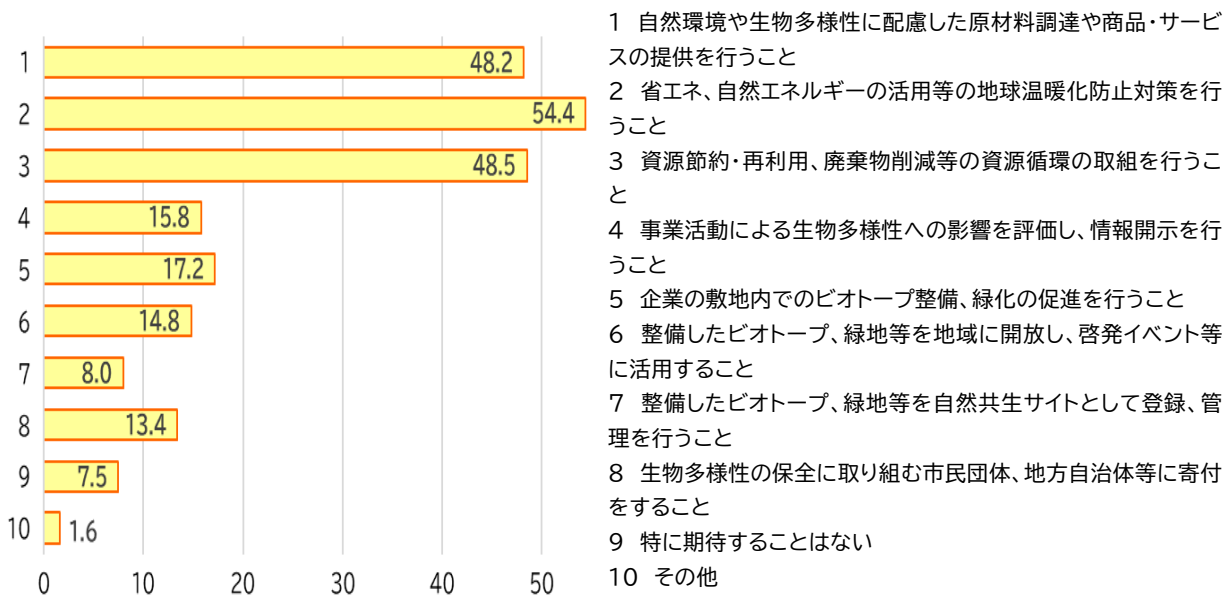
- 1 城島町の浮島地域(地図A)
- 2 広川河口付近(地図B)
- 3 高良山周辺(地図C)
- 4 鎮西湖付近(地図D)
- 5 筑後川中流域の恵利堰周辺(地図E)
- 6 田主丸町竹野地区の里地里山(地図F)
- 7 わからない

問7 「生物多様性の保全」「自然環境の持続可能な利用」を推進していく場合、市が重点的に取り組むべきであると思うことは何ですか。(あてはまるものを1つ選んでください)

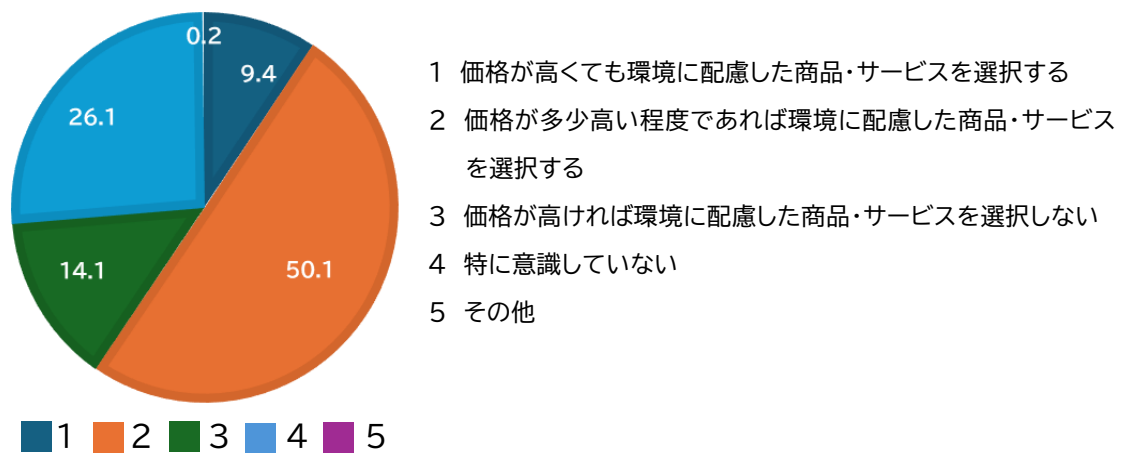


- 1 絶滅の恐れのある野生生物やその生息地の保護など「希少生物の保全」
- 2 緑化などによる「市街地での生態系の保全」
- 3 河川や公園、耳納山地など地域資源を生かした「自然とのふれあいの場の創出」
- 4 森の造林、保育など「山林の保全、再生」
- 5 環境に配慮した公共工事など「生きものの移動などに配慮した施策の推進」
- 6 侵略的外来種(アライグマ、セアカゴケグモなど)の防除など「外来種への対応」
- 7 有害鳥獣(シカ、イノシシなど)の調査、捕獲など「有害鳥獣への対応」
- 8 中山間地域の持続的な農業活動支援など「田園などの里地里山の保全、再生」
- 9 その他

問8 近年、自然環境や生物多様性の保全に取り組む企業が増えています。企業に対して期待することは何ですか。(あてはまるものをいくつでも選んでください)



問9 環境に配慮した商品・サービスは、そうでない商品・サービスと比較して、価格が高い傾向にあります。環境に配慮した商品・サービスの価格についてどのように考えますか。(あてはまるものを1つ選んでください)

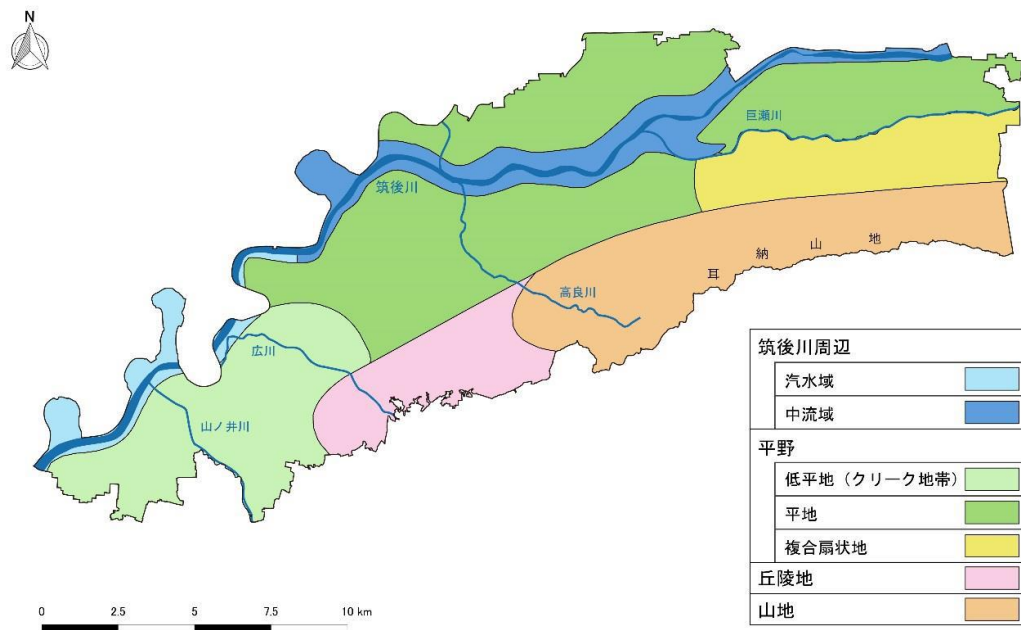


3 久留米市自然環境調査結果(概略)

自然環境調査は、特定の地域における動植物の生息環境を評価し、その地域に固有の生物種の保護に向けた対策を検討するとともに、外来種の影響や生息環境の変化を監視することで、自然環境の持続可能な管理を実現しようとするものです。

(1) 調査概要

本市の自然を、筑後川周辺(汽水域)、筑後川周辺(中流域)、低平地、平地、複合扇状地、丘陵地、山地の大きく7つに分類し、過去の調査結果で豊かな生態系を有する地域や野生絶滅に極めて近い動植物が確認されている地域など、指標的かつ特徴的な地域を、専門家へのヒアリングにより、12箇所選定しました。調査対象は植物・植生、哺乳類、は虫類、両生類、昆虫類、水生生物、鳥類とし、併せて、久留米市の自然環境等に関する文献調査も実施しました。



(2) 調査時期

調査箇所	環境分類	調査項目					
		植物	哺乳類	鳥類	昆虫類	魚類	
		春・秋	春・冬	適期	夏・秋	夏	
1	浮島地区	低平地(干満の影響を受ける地域)	●	●	●	●	●
2	広川河口①	筑後川周辺(汽水域)	●	●	●	●	●
3	広川河口②	筑後川周辺(汽水域)	●	●	●	●	●
4	高良山周辺	山地	●	●	●	●	
5	恵利堰周辺	筑後川周辺(中流域の河畔林地域)	●	●	●	●	●
6	鎮西湖①	筑後川周辺(中流域の旧河道内)	●	●	●	●	●
7	鎮西湖②	筑後川周辺(中流域の旧河道内)	●	●	●	●	●
8	竹野地区	複合扇状地	●	●	●	●	●
9	大善寺・高三瀦	低平地(クリーク地帯)	●	●		●	●
10	高良台	丘陵地	●	●	●	●	●
11	高良川河口	筑後川周辺(中流域の支川流入部)				●	●
12	北野赤司	平地(支川流入部の後背地)			●		●
調査箇所数			10	10	10	11	11
調査回数(調査箇所数×実施回数)			20	20	20	22	11

(3) 調査結果

平成30年度から令和元年度の2カ年で実施した自然環境調査では、植物や鳥類、昆虫類などあわせて2,852種(うち重要種354種、特定外来生物13種)の動植物を確認しました。※文献調査も含む

■調査対象ごとの確認種数(文献調査も含む)

分類	確認種	重要種	特定外来生物
植物	1,404	113	6
哺乳類	19	4	1
は虫類	14	5	0
両生類	14	9	1
昆虫類	1,113	108	0
水生生物	143	67	3
鳥類	145	48	2
合計	2,852	354	13

(注1)特定外来生物:「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に規定されている、生態系や農林水産業などへ被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある外来種

(注2)重要種:環境省レッドリスト(2019)、福岡県レッドデータブックなどに記載されている絶滅危惧種等

久留米市の地形の大部分は低地であり、住宅地、農耕地や、筑後川を主とする河川が広がるため、確認された重要種は、農耕地や河川、人里に近い樹林帯等を主な生息、生育環境とするものが多く、久留米市の環境を反映していました。

平成 22 年の状況と比較すると、筑後川周辺(汽水域と中流域)は、河川環境及び周辺の土地利用に大きな変化はなく、自然環境は維持されています。

低平地(クリーク地帯)、平地のほとんどは農耕地で、自然環境に大きな変化はなく、以前に比べ、コガタノゲンゴロウやメダカ等の水辺の植生を利用する重要種の確認頻度が増加しており、水辺環境が豊かになっています。

丘陵地には、多数のため池が存在し、周辺の裸地、草地が、遷移の進行により二次林へと移り変わっているため、水域と隣接する樹林地を利用するニホンアカガエルが利用しやすい環境へと変化しており、また、同様の樹林は、丘陵地を利用するオオタカ、ハイタカ等の猛禽類が利用できる環境となっています。

複合扇状地、山地は、現地調査での確認種に大きな変化がなく、環境が維持されていると考えられます。

これまで確認されていないキベリマメゲンゴロウ等の重要種の新規確認やタコノアシ、ヌマガヤ等の群落が継続して成立していること、市域における植生が変わらないことから、総評として久留米市の自然環境に大きな変化はないと考えられます。

確認された主な重要種 網掛けは新たに確認された重要種	
植物	エダウチホングウシダ、カミガモシダ、ナガバノウナギツカミ、 <u>コギシギシ</u> 、ニッケイ、コウホネ、ツキヌキオトギリ、ホザキキケマン、コイヌガラシ、 <u>タコノアシ</u> 、 <u>ミズマツバ</u> 、 <u>イヌセンブリ</u> 、シタキソウ、 <u>ミゾコウジュ</u> 、カワヂシャ、スズムシバナ、ホソバオグルマ、 <u>シバナ</u> 、 <u>ヒメコウガイゼキショウ</u> 、 <u>ミズタカモジ</u> 、ヌマガヤ
ほ乳類	カヤネズミ
は虫類・両生類	ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル
昆虫類	コオイムシ、マイマイカブリ、ホソマルチビゲンゴロウ、 <u>キベリマメゲンゴロウ</u> 、 <u>コガタノゲンゴロウ</u> 、 <u>ウスイロシマゲンゴロウ</u> 、 <u>スジヒラタガムシ</u> 、 <u>ヤマトアシナガバチ</u> 、 <u>キバラハキリバチ</u>
水生生物	ニホンウナギ、ヤリタナゴ、アブラボテ、カゼトゲタナゴ、ウグイ、ゼゼラ、ツチフキ、ドジョウ、アリアケスジシマドジョウ、アユ、ミナミメダカ、トビハゼ、ベンケイガニ、ハラグクレチゴガニ
鳥類	<u>オシドリ</u> 、 <u>ササゴイ</u> 、 <u>チュウサギ</u> 、 <u>タゲリ</u> 、 <u>ケリ</u> 、 <u>コアジサシ</u> 、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>ハイタカ</u> 、 <u>オオタカ</u> 、 <u>ノスリ</u> 、 <u>ツリスガラ</u> 、 <u>コシアカツバメ</u> 、 <u>オオヨシキリ</u> 、 <u>オオルリ</u>



カヤネズミの球巢



キベリマメゲンゴロウ



九環協提供

オオルリ



ハラグクレチゴガニ



タコノアシ

アライグマが急増

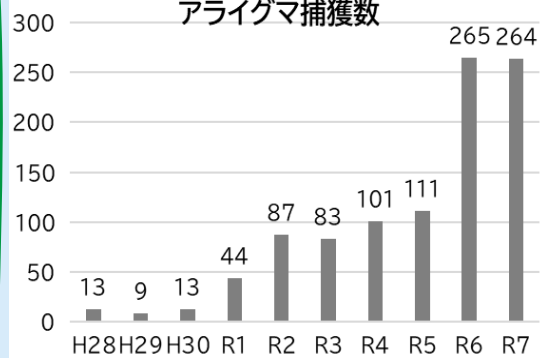
アライグマは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」により、特定外来生物に指定されており、屋根裏に住み着いたり、農作物に深刻な被害を与えたりするなど、全国的に大きな問題となっています。

市内においても、平成24年度に初めて確認されて以降、アライグマの分布拡大・個体数増加により、被害も拡大しており、箱ワナを貸出して防除を行っています。

○被害に遭わないための予防措置

- ・ペットの残り餌を放置しない。
- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地や庭先に放置しない。
- ・侵入口になる隙間(縁の下、軒下など)をなくす。
- ・屋根に登れるような庭木の枝を剪定する。

アライグマ捕獲数



生物多様性の国際目標「昆明モンリオール生物多様性枠組」の概要

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で、2050年までのビジョン「自然と共生する世界」と4つのゴール、及びこれを達成するための2030年までのミッションとして、自然を回復の軌道に乗せるための緊急行動「ネイチャーポジティブ」が求められています。

「ネイチャーポジティブ」を実現させるために、23のターゲットとして「30by30」など、新たな世界目標が採択されました。

昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン **自然と共生する世界**

2050年ゴール

A	・生態系の健全性、連続性、レジリエンスの維持・強化・回復、自然生態系の面積増加 ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスク削減、在来野生種の個体数増加
B	・生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与(NCP)が評価、維持、強化する
C	・遺伝資源、デジタル配列情報(DSI)、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衝兵な配分と 2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献する
D	・生物多様性の資金ギャップ(年間 7,000 億ドル)を徐々に縮小し、枠組み実施のための十分な実施手段を確保する

2030年ミッション

生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1. 生物多様性保全のための空間計画の策定
2. 劣化した生態系の30%を再生
3. 陸・海の30%を保護地域・OECMより保全
4. 絶滅リスクの低減と野生動物との軋轢を回避
5. 持続可能かつ合法的な利用・採取・取引
6. 侵略的外来種の侵入や定着を50%以上削減
7. 化学物質などの半減やプラスチック
8. 自然活用の解決策、気候変動影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理や社会・経済的利益の確保
10. 農業・漁業・林業の持続的管理、生産性の回復
11. 自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
12. 都市部の緑地・親水空間の確保
13. 遺伝資源の利益配分や配分の増加

(3) ツールと解決策

14. 生物多様性の価値を政策などに統合
15. 事業者が生物多様性リスク等の評価・開示
16. 食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減
17. バイオテクノロジー管理などの措置を確立
18. 生物多様性に有害な補助金 5,000 億ドルを段階的に削減
19. 資金源から年 2,000 億ドル増加、途上国は年300億ドルまで増加
20. 能力構築や技術開発の強化
21. 生物多様性に関するデータへのアクセス確保
22. 先住民など多様な主体による意思決定
23. 生物多様性に関連する意思決定にジェンダー平等の確保

※環境省暫定訳を参考に作成

待ったなし！絶滅の危機

久留米市は、北部に筑後川、南東部には耳納山地が連なり、汽水域や丘陵地など、豊かで多様な自然環境がありますが、市内でも個体数や分布域が減少し、絶滅のおそれが高まっている種が354種います。(※H30年・R1年調査)

本来、生息・生育をしている場所を保護していくことが重要ですが、土地の改変などの環境変化による絶滅を回避するために、市では生息地以外の安全な場所で保護をして、絶滅を回避する「生息域外飼育」を行っています。

今後、生息・生育地の保護や生息域外飼育で増殖した個体の野生復帰を目指していかなければなりません。

○生息域外飼育

和名	形態・生息環境など	絶滅の危険性
	ヒシの葉に似ており、ため池や河川などに生える浮葉性の一年草で、花期は7～9月。市内の生育場所は1箇所のみ。	護岸工事や水質汚濁等により自生地が激減している。 国：絶滅危惧ⅠB類 県：絶滅危惧ⅠA類
	河川や農業水路に生息し、繁殖期のオスは黄金色になり、岸際の冠水した植生帯で繁殖する。市内の生育場所は1箇所のみ。	生息環境の改変、オオクチバスなどの侵略的外来種の捕食により激減している。 国：絶滅危惧ⅠB類 県：絶滅危惧ⅠA類
	やや富栄養化したため池に生育し、葉を水面に浮かせる水生の1年草で、葉は時に直径2m以上にもなる。市内の生育場所は2箇所。	ため池改修などにより生育場が消失している。 国：絶滅危惧Ⅱ類 県：絶滅危惧ⅠB類
	河川、水路などに生息し、繁殖期のオスは綺麗なバラ色になり、メスは淡水二枚貝のエラの中に卵を産みつける。	近縁外来種との交雑や侵略的外来種の捕食により激減している。 国：絶滅危惧ⅠA類 県：絶滅危惧ⅠA類
	河川、水路などに群生する抽水性の多年草で、根茎のゴツゴツした感じが骨に似ていることから、名前の由来。市内の生育場所は2箇所。	河川改修、水質汚濁、植栽のための採集により激減している。 国：— 県：絶滅危惧ⅠB類

6 環境教育の状況

1 久留米市環境教育等行動計画

久留米市環境教育等行動計画とは

この計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)第8条に基づき、都道府県及び市町村が策定に努めるもので、主な内容は以下のとおりです。

- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

また、市民一人一人が環境意識を高め、全員参加型の環境保全活動を通じて、地域全体の取組が継続的に広がっていくための基本的な指針となるものです。

(1) 環境教育の分類

主体	取組など
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家族間の学び合い ・生活における実践
教育機関 (幼稚園、保育園、小中高大学など)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた環境教育の実施 ・ESDの視点取り入れ ・多様な主体との連携 ・人材育成(生徒、教職員)
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社内研修 ・経営における実践 ・学習会や啓発イベントの実施 ・人材育成(社員)
市民団体 (地域コミュニティ組織、市民公益活動団体など)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学習会の開催 ・地域事業における実践 ・専門性を生かした指導や助言 ・人材育成(市民など)
市	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内研修 ・行政計画等の作成や共有 ・協働の深化に向けた取組推進 ・事業における実践 ・出前講座や啓発イベントの実施 ・人材育成(職員)

(2) 協働による啓発事業の事例

事業名	概要
WEB 環境フェア	<p>毎年6月の環境月間に合わせてオンラインと一部対面で開催される環境イベント。事業者や市民団体等との協働によるワークショップやポータルサイトでの動画配信等による啓発を実施。</p> 
自然観察会	<p>市と事業者や市民団体等が協働で定期的に自然観察会を開催。事業者所有地での自然観察会、川の生きもの観察会、野鳥観察会、昆虫観察が代表的。</p>
各種イベントへのブース出展	<p>大学の学園祭や土曜夜市などのイベント主催者と連携し、市や事業者が環境啓発ブースを出展することで、ごみ削減や環境美化を啓発。</p>
絆補助金	<p>「久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助金」を活用し、市民団体と協働し未就学児対象の環境ワークショップを実施。</p>
環境学習会	<p>事業者や市民団体等と連携し、子ども向け・大人向けの出張環境学習会を実施。地球温暖化、環境美化、プラスチックごみ、食品ロス、生物多様性など、内容は多岐にわたる。</p>
エコ体験講座	<p>宮ノ陣クリーンセンター内の環境交流プラザで、月2回程度、牛乳パックや廃材を使った工作等を実施。子どもから大人まで楽しみながら環境について学ぶ講座。</p> 
環境交流プラザサポーター	<p>市がボランティアスタッフを募集し、協働で啓発を実施。活動内容は、環境交流プラザの来館者対応・展示物の説明、イベント・講座のサポートや企画運営、施設見学の案内など。</p> 
エコめいと	<p>市がボランティアスタッフを募集し、協働で啓発を実施。活動内容は、各種啓発イベントや環境教室の補助など。</p>

※第3章第5節の成果指標「様々な主体との協働による啓発事業」の事例(既存事業抜粋)

【参考】環境省「環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について」(抜粋)

環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更(閣議決定)され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議(全6回)において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の**気候変動の危機**を踏まえ、我が国は**2050年カーボンニュートラルの実現**をはじめとした**持続可能な社会への変革が急務**
- **新型コロナウイルス感染症拡大**の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による**国内外等の学びの可能性の拡大**
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」**公正な社会の実現**を目指すことの世界的な認識の高まり
- **社会変革における若者の参画**、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、**教職員等の負担軽減**、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体による自発的な取組によって、

個人の変容 → 組織や社会経済システムの変革に連動

②環境教育

ESD(持続可能な開発のための教育)の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、**体験活動**

+ 多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学びを様々な機会で行うことが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた**中間支援機能**を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった**協働のプロセス**を、様々な地域において実践し、**持続可能な社会への変革**につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、**地域循環共生圏**の創造と、人々の**ウェルビーイング**につなげていくことが重要

【参考】「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(令和6年5月14日閣議決定)」(抜粋)

環境教育の目的・視点(例)

<p>【育みたい力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題や現象の背景を理解する力 ・多面的かつ総合的なものの見方を重視し体系的に思考する力(システム思考) ・物事を批判的にとらえ代替案を思考する(クリティカル思考) ・創造的に思考する力 ・未来像を予測して計画を立てる力 ・データや情報を分析する力 ・協調的に課題を解決する力 ・複雑さやリスクに対応する力 ・コミュニケーションをとる力 ・リーダーシップを発揮する力 ・シティズンシップを発揮して市民として参加する力 など 	<p>【強調したい視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模及び身近な環境の変化に気づくこと ・環境に関わる問題を科学的かつ客観的にとらえること ・環境に関わる問題の多面性を認め、多様な視点から公正な態度でとらえること ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解すること ・ライフサイクル(生産・流通・消費・廃棄)の視点で経済社会システムの環境負荷をとらえること ・環境負荷とそれに伴うリスクを生み出している社会経済の仕組み、生活や文化のあり方を省みること ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと ・人間を含む生態系の中のいのちの大切さ、いのちの支え合いを学ぶこと など
<p>【育みたい態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民として責任ある行動を取る態度 ・他者と協力する態度 ・つながりを尊重する態度 ・進んで参加する態度 ・自身の行動変容を進めようとする態度 など 	<p>【育みたい価値観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の尊重 ・人間の尊重 ・多様性の尊重 ・包摂性の尊重 ・非排他性 ・機会均等 ・平和と非暴力 など

ワケルンジャーとともに未来へ！



「ごみの分別、ちゃんとできていますか？」
そう聞かれたら、少しだけ背筋が伸びます。でも、もしそれを分別のヒーローに聞かれたらどうでしょう。

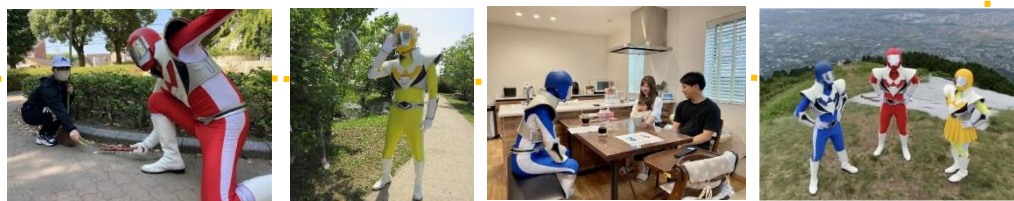
「分別救助隊ワケルンジャー」は、2000年の環境イベント「エコフェスタ」で非公式ながらデビューを果たし、ごみの分け方・出し方、限りある資源の大切さを市民に伝えることを使命とし、これまで、市のイベントや学校での出前授業に駆けつけてきました。

また、2021年からは活動の場をオンラインにも広げ、6月のWEB環境フェアでYouTube動画を公開し続ける姿は、もはや久留米の夏の風物詩となっています。

会場でポーズを決める姿や、清掃活動をする姿、思わず笑顔になる、そんな親しみやすさが、難しく感じがちな環境の話題をぐっと身近に「これならできそう」に変えてくれます。

マイバックを使う、ペットボトルのキャップを外して分別に出す、そんな何気ない瞬間に、ワケルンジャーは寄り添います。環境配慮は、大きな決意ではなく、小さな習慣から。

さあ、今日もワケルンジャーとともに未来へ！



2 市民参画の状況

1 市民アンケート調査の結果

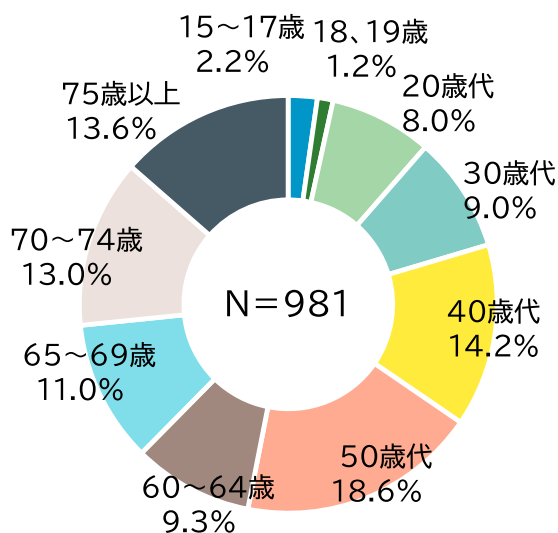
【調査概要】

調査対象者	市内在住の満15歳以上の市民3,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送調査または、インターネット回答
調査期間	令和7年7月31日～令和7年8月14日
回答数	981票(32.7%)うちインターネット回答299票

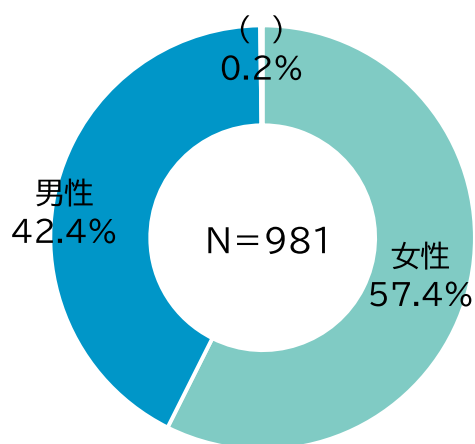
【調査結果の概要】

(1) 回答者の属性

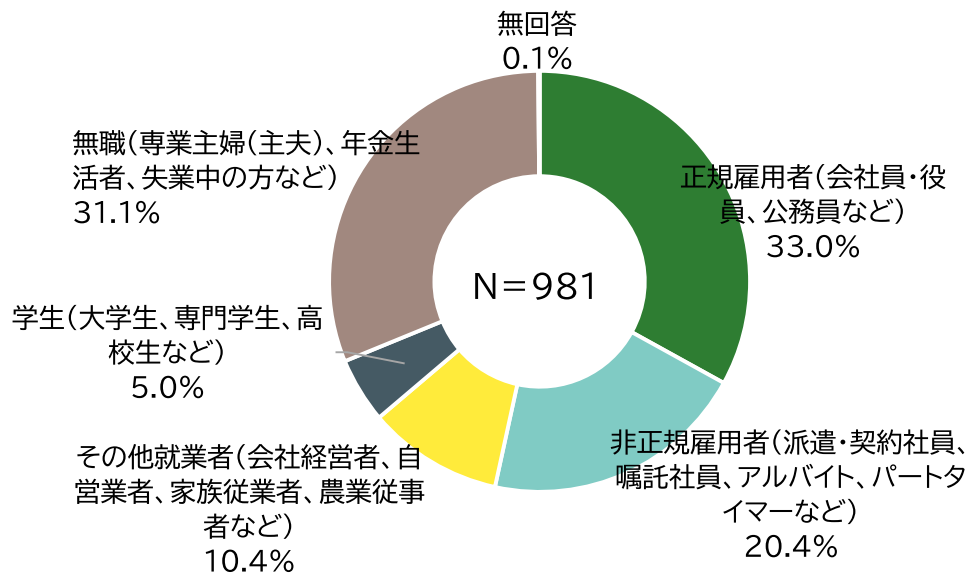
① 年齢



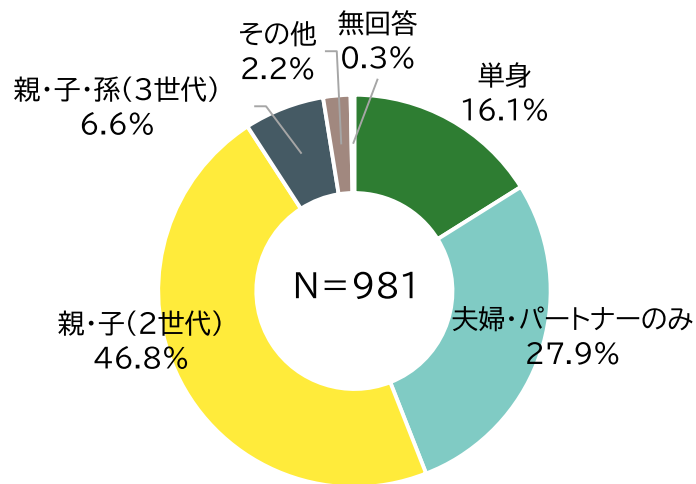
② 性別



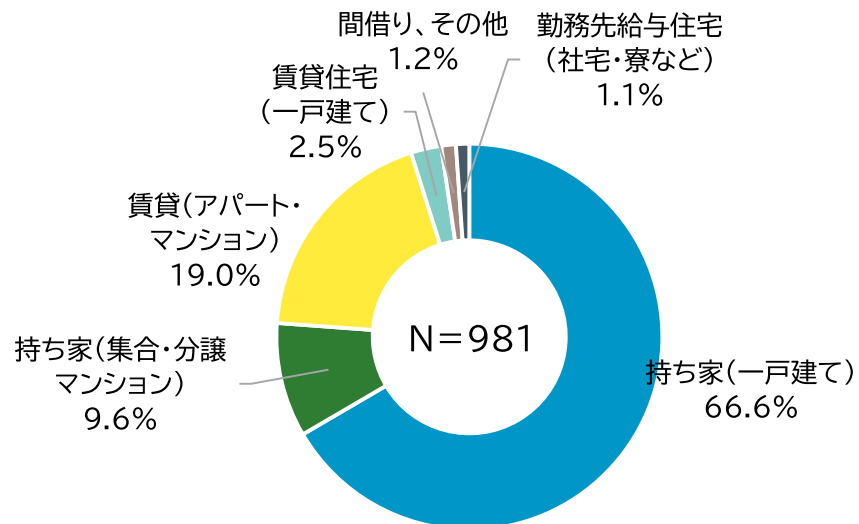
③ 職業



④ 家族構成



⑤ 住まいの形態

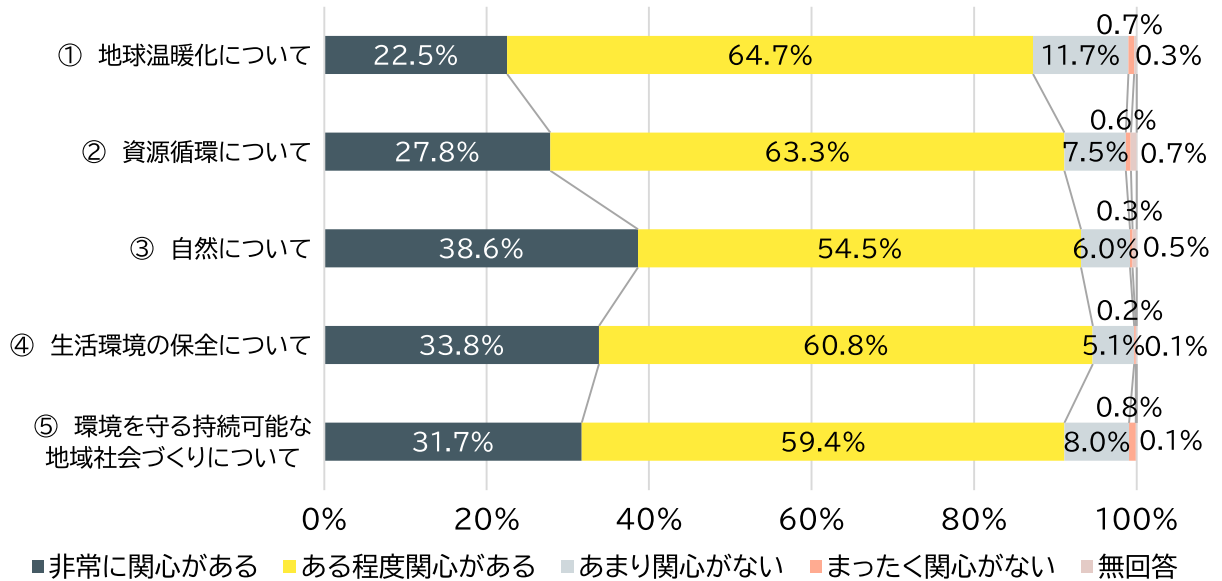


(2) 回答

① 環境に関する関心について

「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた『関心がある』の割合は、「④生活環境の保全」の 94.6%が最も高くなっています。「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた『関心がない』の割合は、「①地球温暖化について」の 12.4%が最も高くなっています。

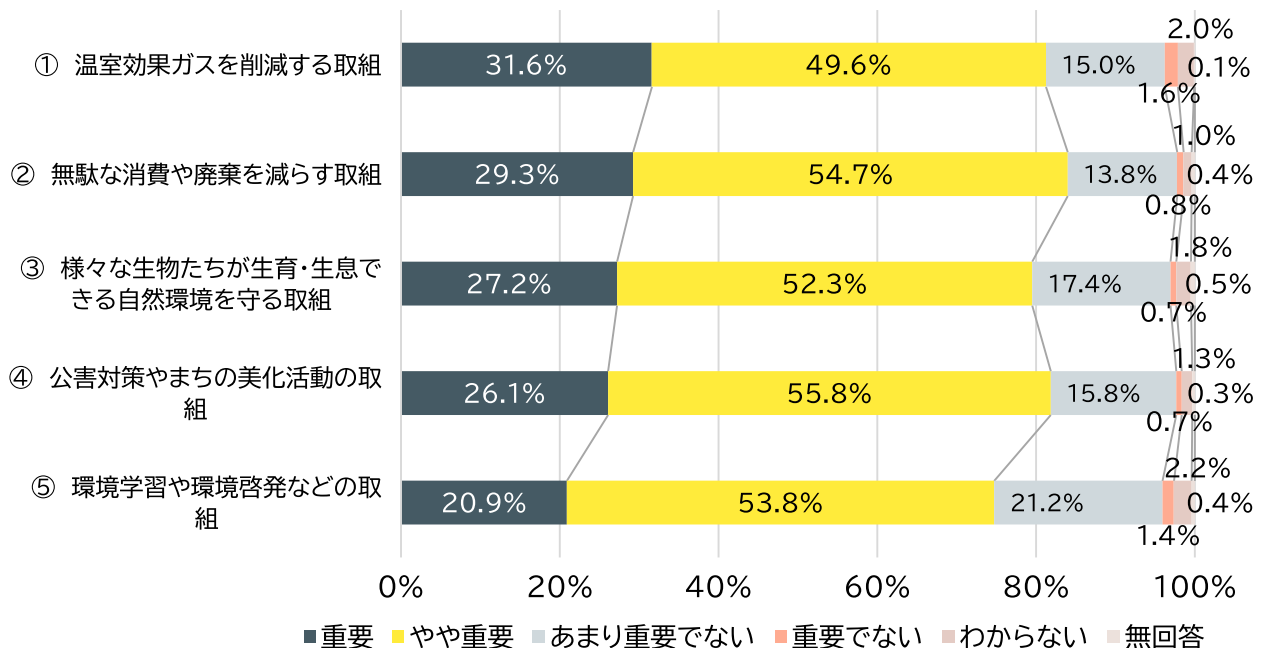
【N=981】



② 環境に関する取組の重要性について

「重要」と「やや重要」をあわせた『重要』の割合は、「②無駄な消費や廃棄を減らす取組」の 84.0%が最も高くなっています。「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた『重要でない』は「⑤環境学習や環境啓発などの取組」の 22.6%が最も高くなっています。

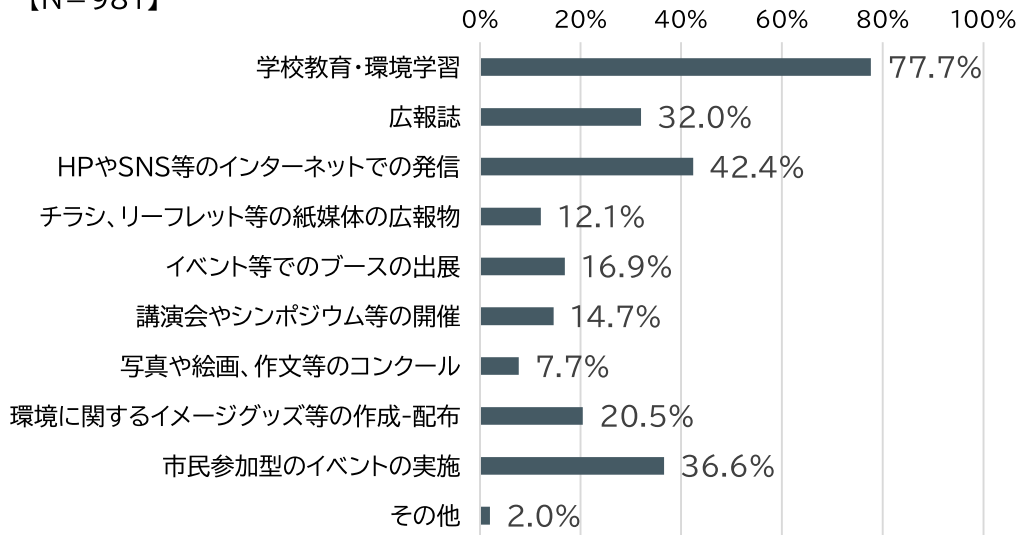
【N=981】



③ 「環境」の啓発に効果的な方法について(複数回答可)

「学校教育・環境学習」の77.7%が最も高くなっています。次いで「HPやSNS等での発信」、
「市民参加型のイベントの実施」となっています。

【N=981】

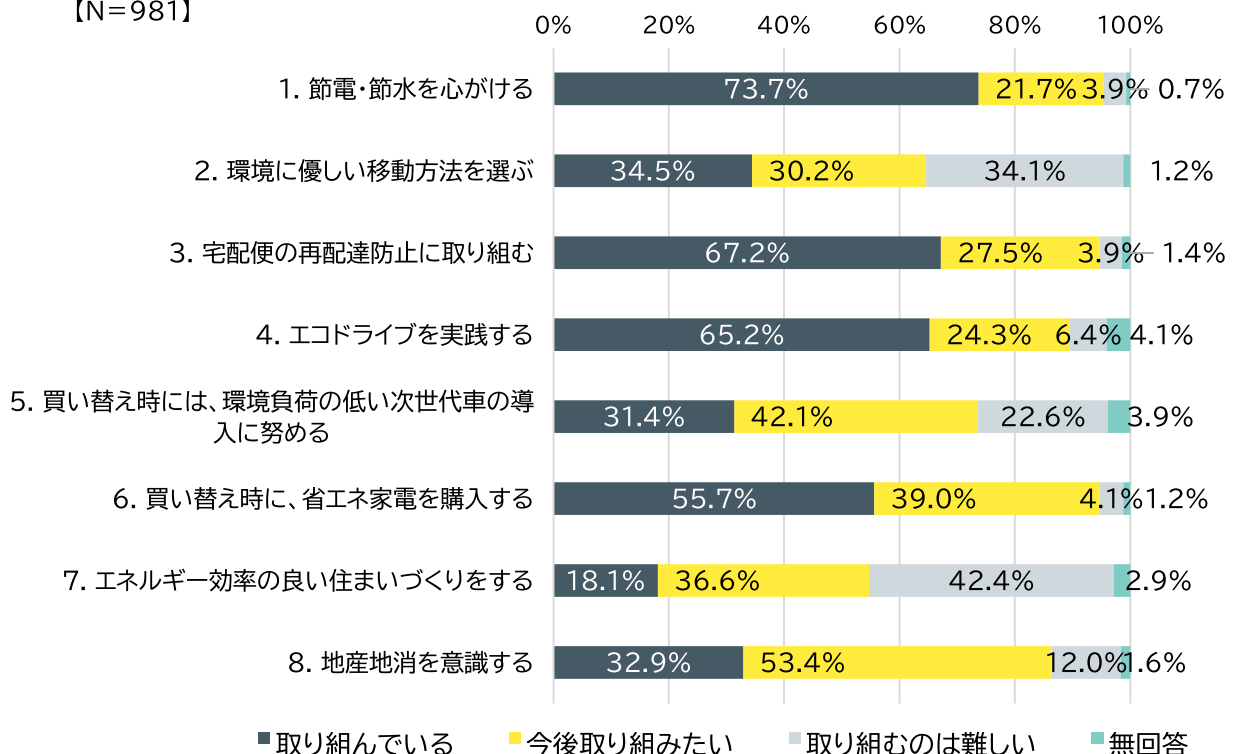


④ 環境に関する自身の取り組みについて

4-1 脱炭素社会の構築

「取り組んでいる」の割合は「1. 節電・節水の心がけ」の73.7%が最も高くなっています。「今後取り組みたい」の割合は「5. 環境負荷の低い次世代車の導入」の42.1%が最も高くなっています。「取り組むのが難しい」の割合は「7. エネルギー効率の良い住まいづくり」の42.4%が最も高くなっています。

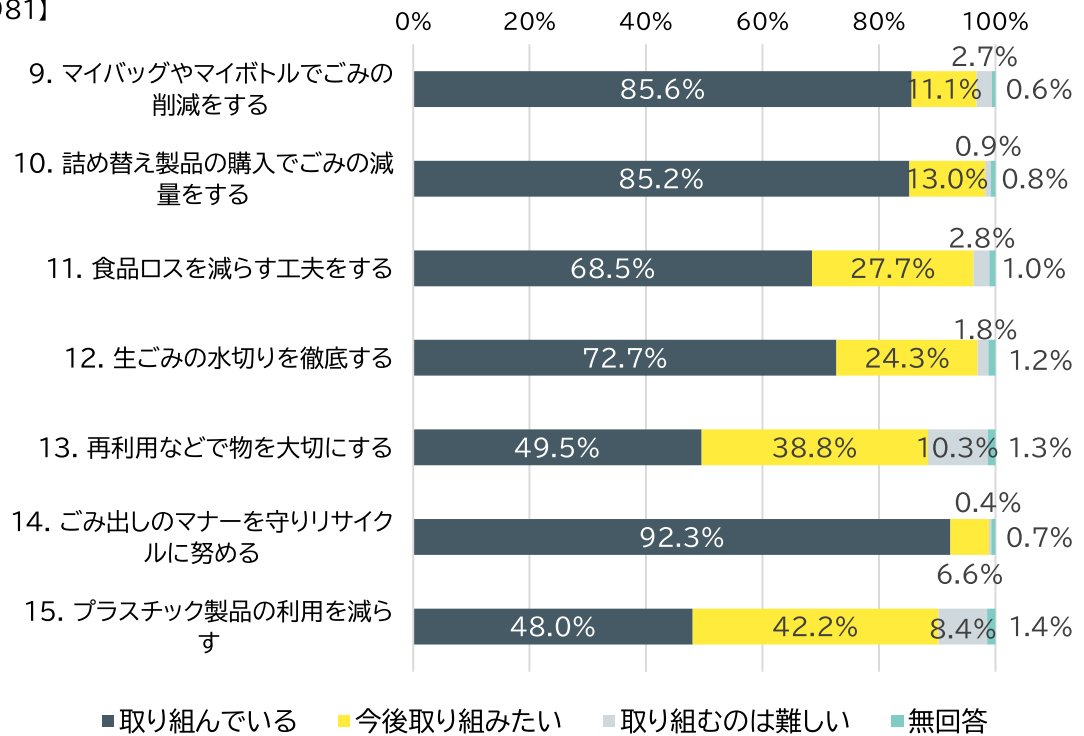
【N=981】



4-2 循環型社会の構築

「取り組んでいる」の割合は「14. ごみ出しのマナーを守りリサイクルに努める」の 92.3%が最も高くなっています。「今後取り組みたい」の割合は「15. プラスチック製品の利用を減らす」の 42.2%が最も高くなっています。「取り組むのが難しい」の割合は「13. 再利用などで物を大切ににする」の 10.3%が最も高くなっています。

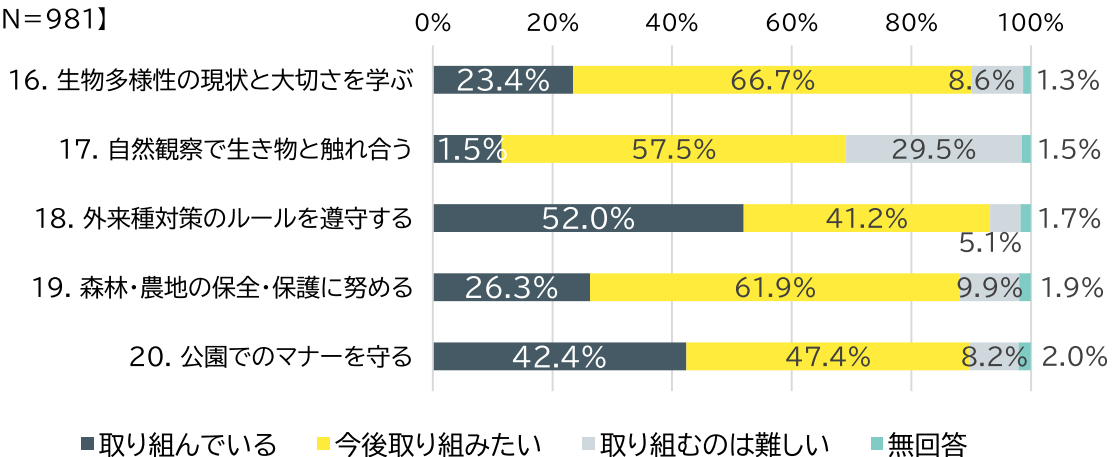
【N=981】



4-3 自然共生社会の構築

「取り組んでいる」の割合は「18. 外来種対策のルールを遵守する」の 52.0%が最も高くなっています。「今後取り組みたい」の割合は「16. 生物多様性の現状と大切さを学ぶ」の 66.7%が最も高くなっています。「取り組むのが難しい」の割合は「17. 自然観察で生き物と触れ合う」の 29.5%が最も高くなっています。

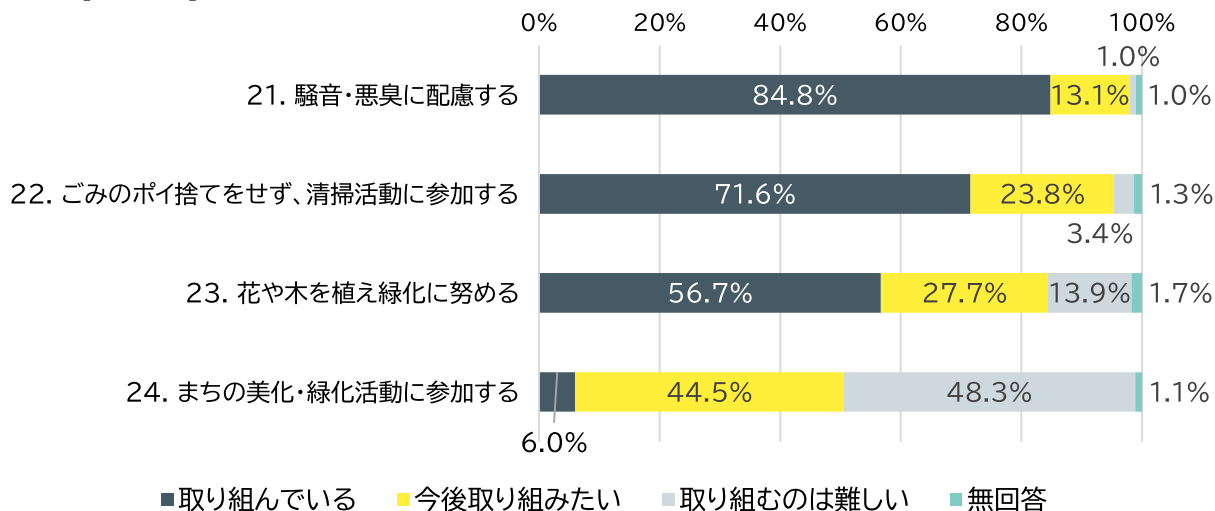
【N=981】



4-4 快適な生活環境の保全

「取り組んでいる」の割合は「21. 騒音・悪臭に配慮する」の84.8%が最も高くなっています。「今後取り組みたい」の割合は「24. まちの美化・緑化活動に参加する」の44.5%が最も高くなっています。「取り組むのが難しい」の割合は「24. まちの美化・緑化活動に参加する」の48.3%が最も高くなっています。

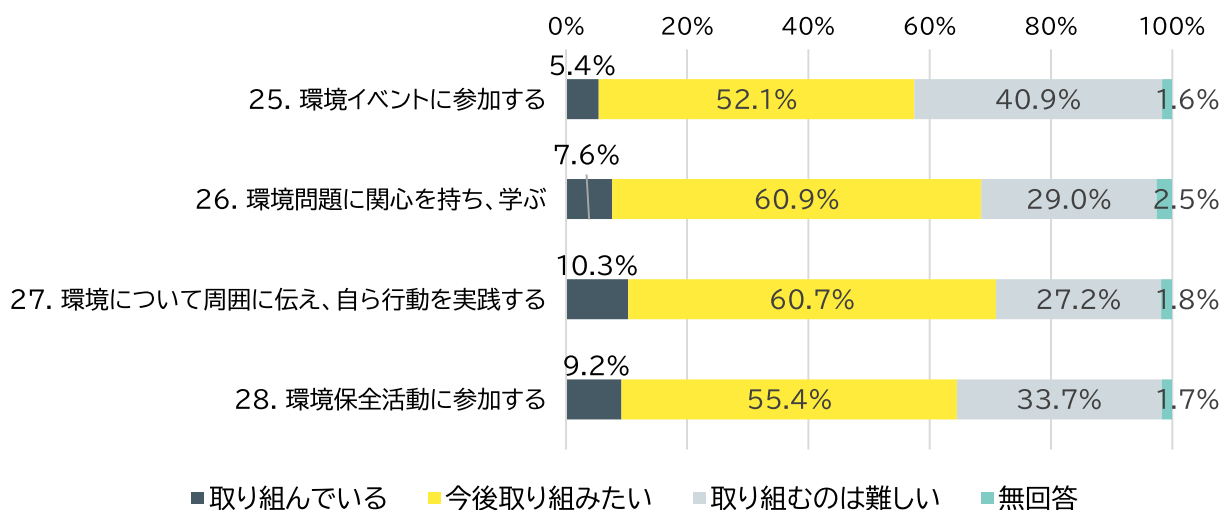
【N=981】



4-5 協働による持続可能な社会づくり

「取り組んでいる」の割合は「27. 環境について周囲に伝え、自ら行動を実践する」の10.3%が最も高くなっています。「今後取り組みたい」の割合は「26. 環境問題に関心を持ち、学ぶ」の60.9%が最も高くなっています。「取り組むのが難しい」の割合は「25. 環境イベントに参加する」の40.9%が最も高くなっています。

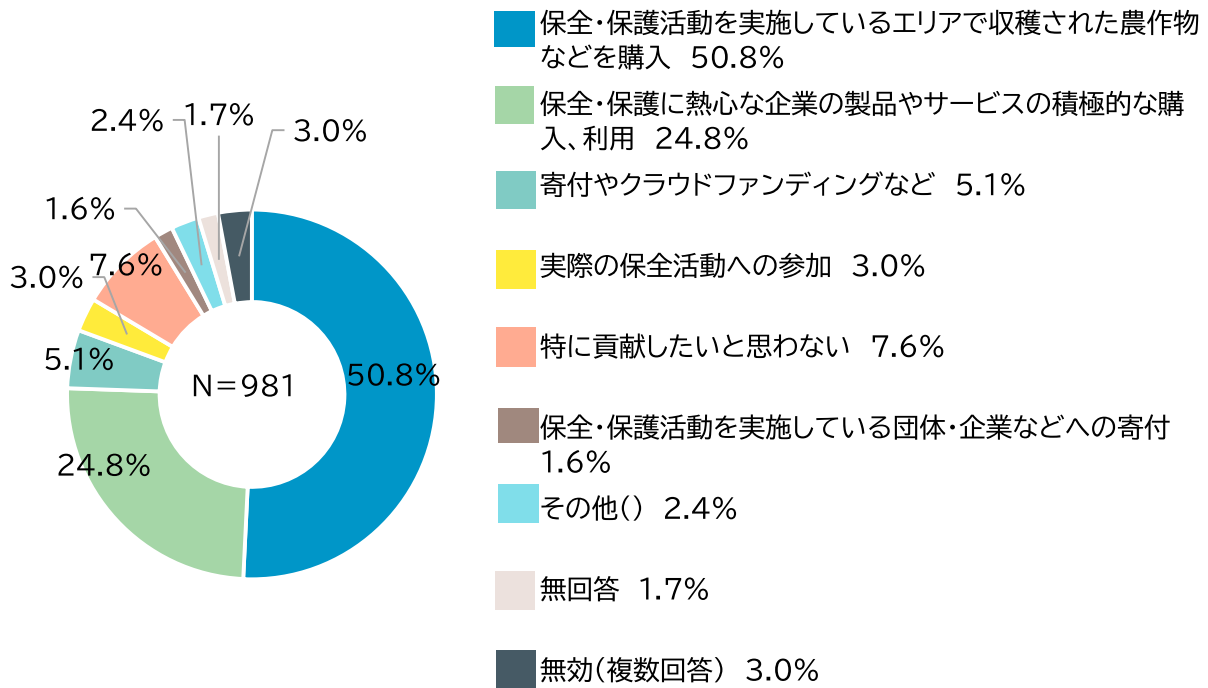
【N=981】



⑤ 生物多様性保全の取組について

自然や生物を守るためにどのような取組なら貢献できますか。

「保全・保護活動を実施しているエリアで収穫された農作物などを購入する」が最も高く50.8%、次いで「保全・保護に熱心な企業の製品やサービスの積極的な購入、利用」が24.8%となっています。



⑥ その他 自由意見(242人)

項目ごとに分類をしています。1件(1人)の意見で複数の内容を含むものについてはそれぞれ記載しています。

1. 地球温暖化・気候変動関連 (28件)	
暑さ、温暖化	22件
省エネ、節電	6件

2. 再生可能エネルギー関連 (18件)	
太陽光発電、メガソーラー	14件
電気自動車	4件

3. ごみ・リサイクル・分別関連 (81件)	
ポイ捨て、マナー	17件
ごみ収集、回収	18件
分別、リサイクル	32件
野焼き	11件
廃棄物・不法投棄	3件

4. 自然・緑・景観関連 (61件)	
雑草、草刈り	25件
街路樹、植栽	11件
公園、公共施設	7件
美化、整備	18件

5. 生物・生態系関連 (26件)	
野生動物、害虫	9件
ペット	7件
生物多様性	10件

6. インフラ・交通関連 (37件)	
道路・交通	24件
水害対策・治水	13件

7. 都市計画・生活環境関連 (38件)	
街づくり、住みやすさ	20件
空き家、空き地	9件
その他生活	9件

8. 意識・教育・行政連携関連 (37件)	
啓発、情報発信	32件
アンケートの改善	5件

意見(一部抜粋、要約しています。)

1. 地球温暖化・気候変動

・地球温暖化が悪化すればするほど、生活するうえでエネルギーを多く使用し、作物や海の生態系も変化、災害も多発しているように思う。

・毎日本当に暑くて地球温暖化が進んでいるのがよくわかる。1人1人が意識しなければ10年後には50℃などになりそうで怖い。

2. 再生可能エネルギー

・太陽光発電の普及のための、補助金の積極的な拠出。ただし山を切り崩しての設置は、反対。

・2年前に電気自動車を購入したが、環境を考えての購入ではなく、補助金やガソリンより安いことを考えての購入です。

3. ごみ・リサイクル・分別関連

- ・ごみ出しがルール通りになってない。
- ・カラスの被害がひどい。カラスのごみ被害が増えてきていると感じます。

4. 自然・緑・景観関連

- ・道路脇の雑草が放置され景観が悪いだけでなく歩行者にも支障があるような箇所が散見されます。
- ・街路樹を増やしてほしい。歩道に日陰があれば助かります。
- ・ゴミのポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりをしてほしい。

5. 生物・生態系関連

- ・クリークには水草などの水生植物が少なく、本来生息しているはずの生物が非常に少なくなっているように感じます。
- ・生物多様性の保全により、どんな生物が、どれだけ保護されるのか興味がわきます。

6. インフラ・交通関連

- ・自転車専用道路が、もう少し整備されることを望みます。
- ・渋滞の緩和も二酸化炭素の排出軽減に繋がります。積極的に取り組んでほしいです。

7. 都市計画・生活環境関連

- ・車がなければ生活できない。公共交通を利用できません。
- ・若い人が住みたいと思う町づくりをお願いします。

8. 意識・教育・行政連携関連

- ・福岡市や北九州市のように、どんどん発信してもらいたい。
- ・子どもの頃からの啓発や学習機会の増加による意識レベルの向上が必要。

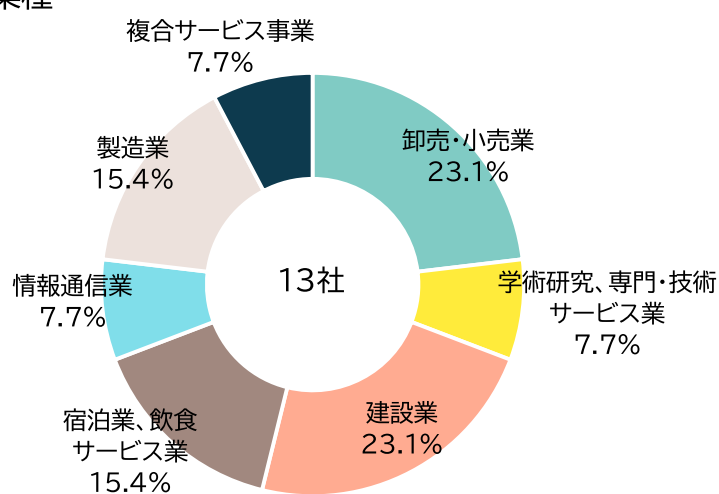
2 事業者アンケートの結果

調査対象	メールマガジン「産業ニュース」登録事業者
調査方法	インターネット回答
調査期間	令和7年7月31日～令和7年8月14日
回答数	13社

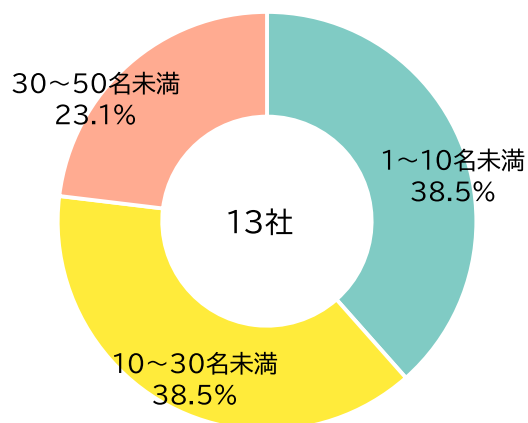
【調査結果の概要】

(1) 事業者の概要

① 事業所の業種



② 従業員数

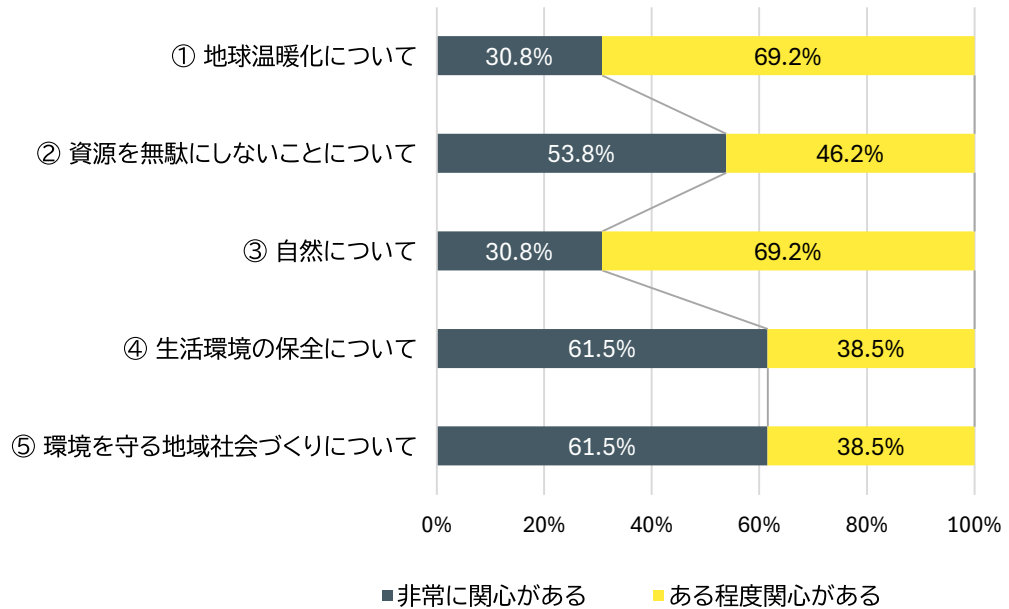


(2) 回答

① 環境に関する関心について

「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた『関心がある』の割合は 100%となっており、「あまり関心がない」・「まったく関心がない」の回答はありませんでした。

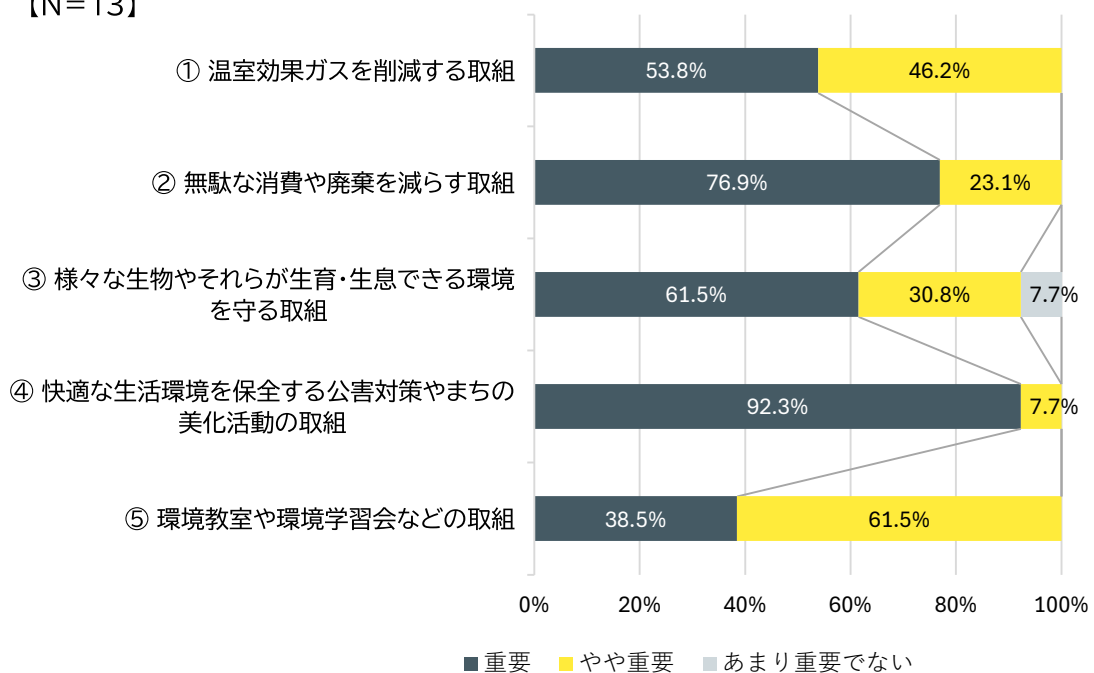
【N=13】



② 環境に関する取組の重要性について

「あまり重要でない」の割合は、「③様々な生物やそれらが生育・生息できる環境を守る取組」の 7.7%となっています。

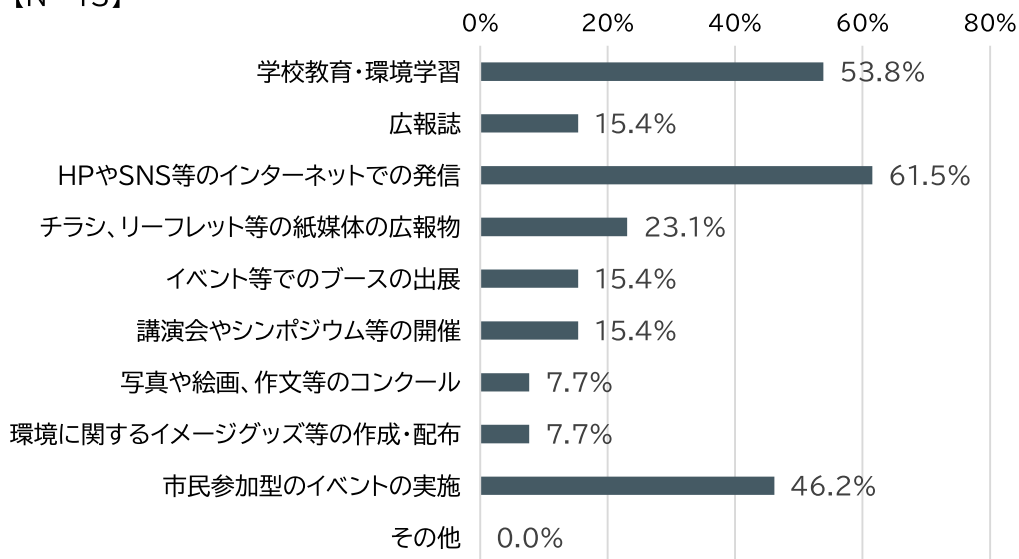
【N=13】



③ 「環境」の啓発に効果的な方法について(複数回答可)

「HP や SNS 等での発信」の割合が最も高く 61.5%、次いで「学校教育・環境学習」「市民参加型のイベントの実施」となっています。

【N=13】

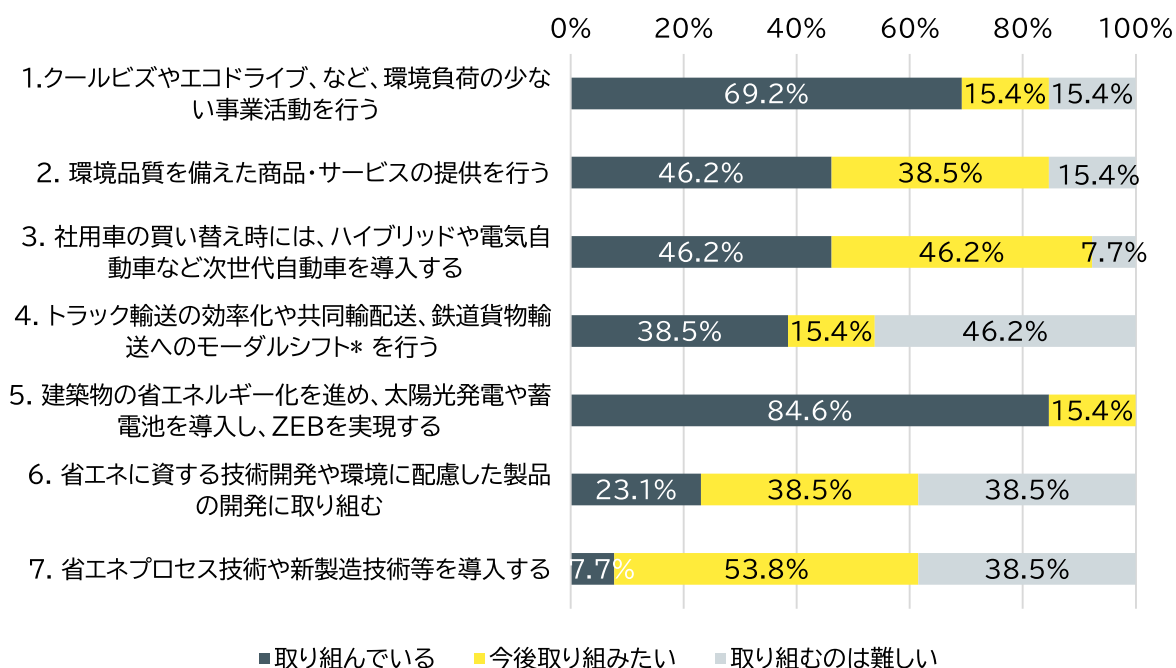


④ 環境に関する自身の取り組みについて

4-1 脱炭素社会の構築

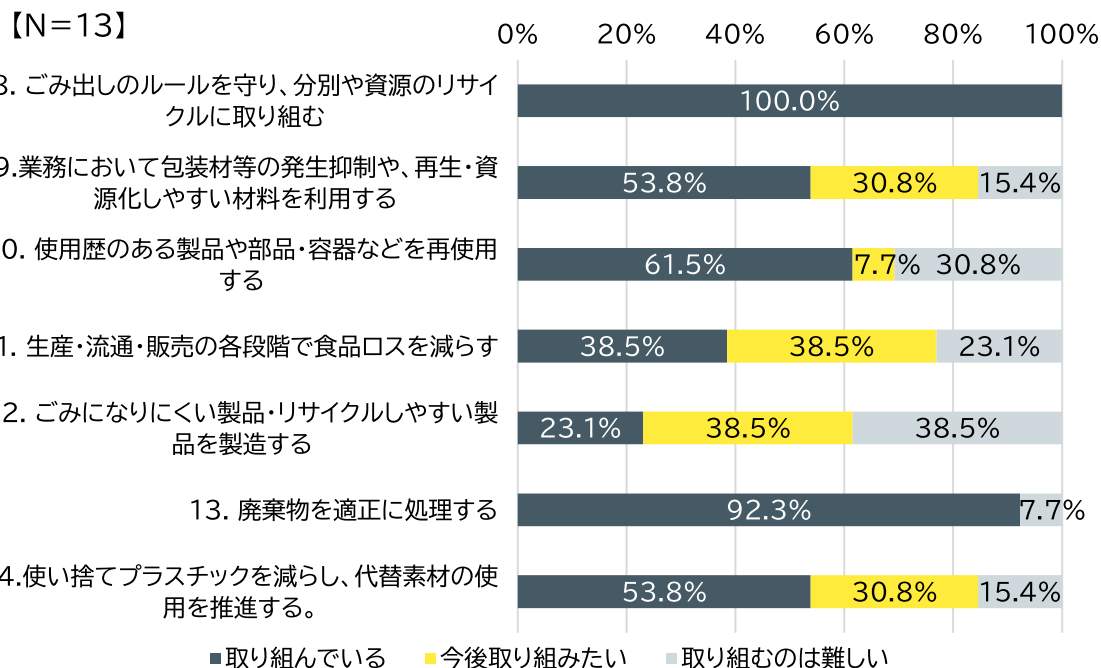
「取り組んでいる」の割合は「5. 建築物の省エネルギー化を進め、太陽光発電や蓄電池を導入し、ZEB を実現する」の 84.6%が最も高くなっています。「今後取り組みたい」の割合は「7. 省エネプロセス技術や新製造技術等を導入する」の 53.8%が最も高くなっています。「取り組むのが難しい」の割合は「4. トラック輸送の効率化や共同輸配送、鉄道貨物輸送へのモーダルシフト*を行う」の 46.2%が最も高くなっています。(※モーダルシフト: トラック等の自動車による輸送から環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へ転換すること)

【N=13】



4-2 循環型社会の構築

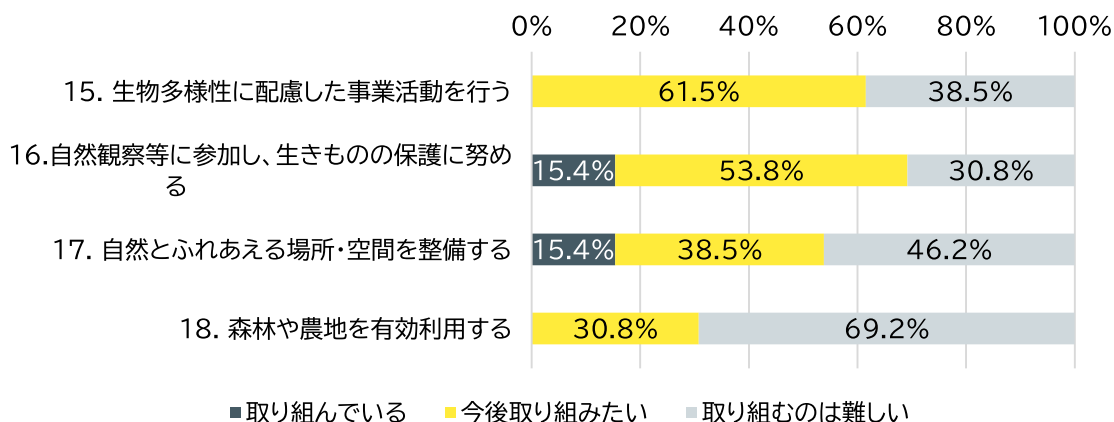
「8. ごみ出しのルールを守り、分別や資源のリサイクルに取り組んでいる」と全事業者が回答しています。「今後取り組みたい」「取り組むのが難しい」の割合はいずれも「12. ごみになりにくい製品・リサイクルしやすい製品を製造する」の 38.5%が最も高くなっています。



4-3 自然共生社会の構築

「今後取り組みたい」の割合は「15. 生物多様性に配慮した事業活動」の 61.5%が最も高くなっています。「取り組むのは難しい」の割合は「18. 森林や農地の有効利用」の 69.2%が最も高くなっています。

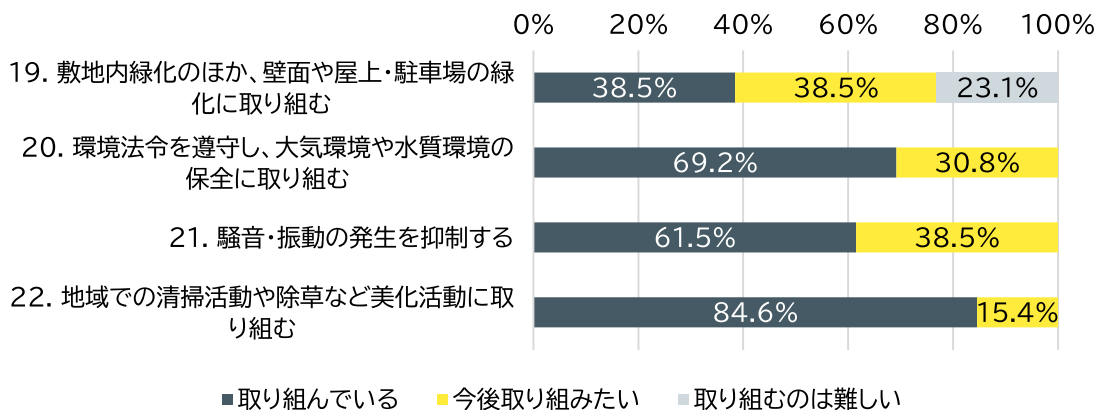
【N=13】



4-4 快適な生活環境の保全

「取り組んでいる」の割合は「22. 地域での清掃活動や除草など美化活動に取り組んでいる」の84.6%が最も高くなっています。「取り組むのは難しい」の割合は「19. 敷地内緑化のほか、壁面や屋上・駐車場の緑化に取り組む」の23.1%となっています。

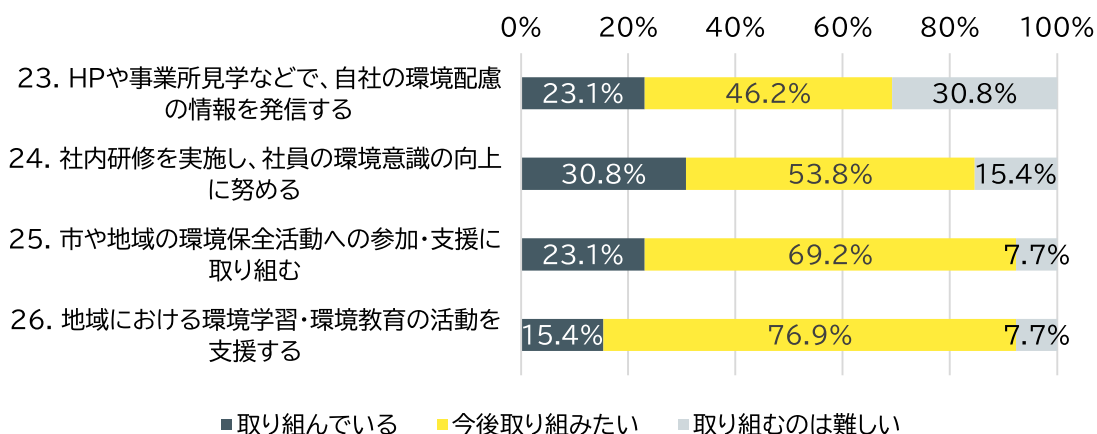
【N=13】



4-5 協働による持続可能な地域社会づくり

「取り組んでいる」の割合は「24. 社内研修を実施し、社員の環境意識の向上に努める」の30.8%が最も高くなっています。「今後取り組みたい」の割合は「26. 地域における環境学習・環境教育の活動を支援する」の76.9%が最も高くなっています。「取り組むのは難しい」の割合は「23. HPや事業所見学などで、自社の環境配慮の情報を発信する」の30.8%が最も高くなっています。

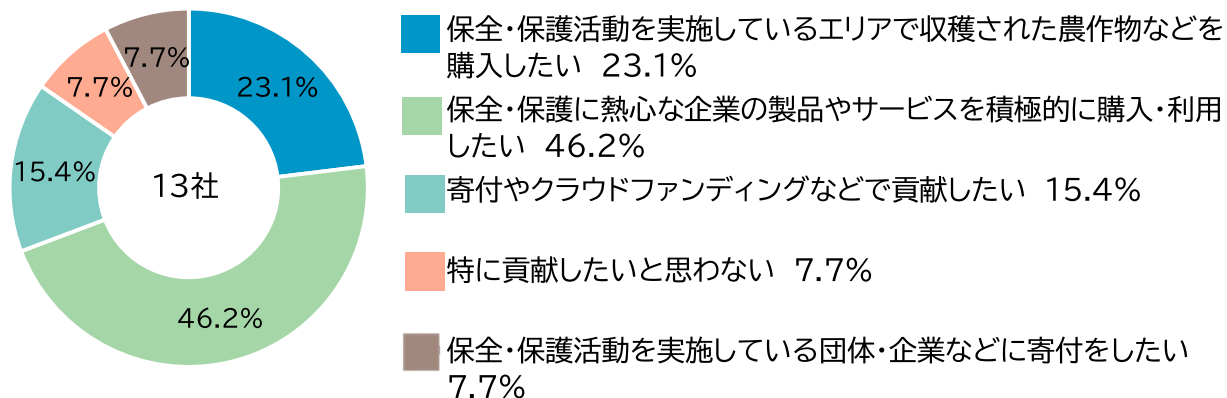
【N=13】



⑤ 生物多様性保全の取組について

自然や生物を守るためにどのような取組なら貢献できますか。

「保全・保護に熱心な企業の製品やサービスを積極的に購入・利用したい」が最も高く46.2%、次いで「保全・保護活動を実施しているエリアで収穫された農作物などを購入したい」が23.1%となっています。



3 久留米市民意識調査の結果

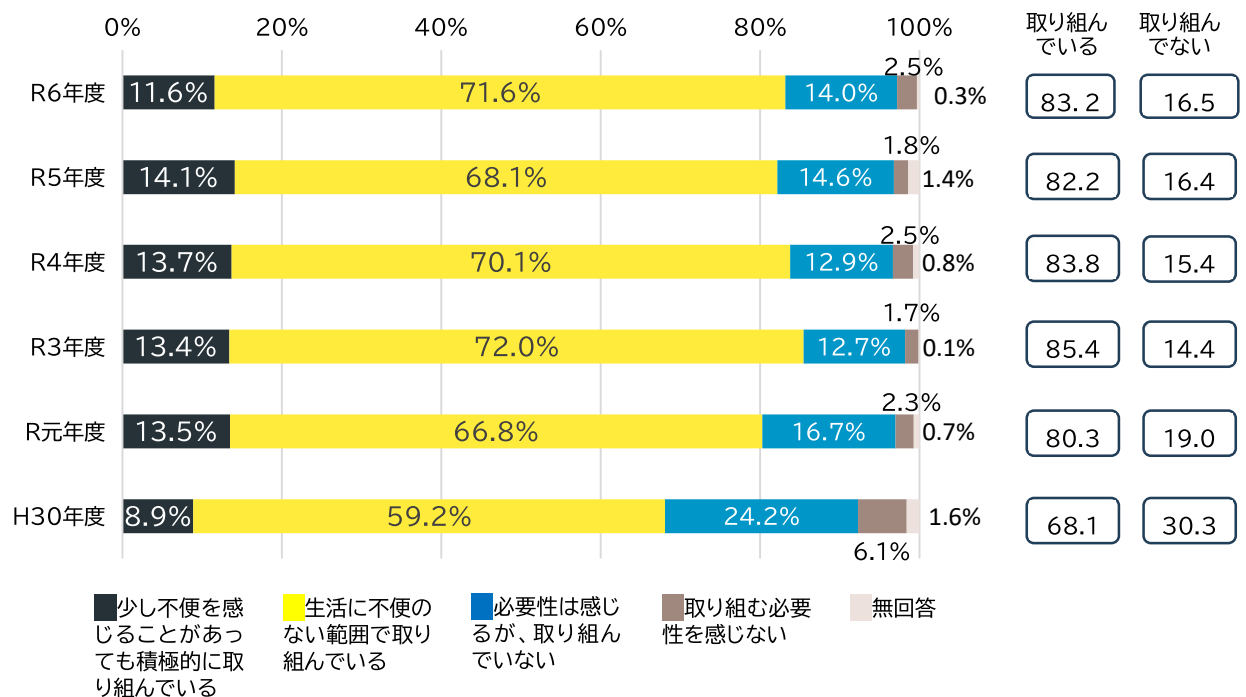
【令和6年度 調査概要】

調査対象	市内在住の満15歳以上の市民7,000人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送調査または、インターネット回答
調査期間	令和6年6月26日～令和6年7月31日
回答数	3,245票(46.4%)うちインターネット回答1,184票

【調査結果の概要】

(1) 環境に配慮した取り組みの状況について

ふだんの生活の中で、環境に配慮した取り組みをしていますか？



令和6年度調査では「少し不便を感じることがあっても積極的に取り組んでいる」「生活に不便のない範囲で取り組んでいる」を合わせた『取り組んでいる』の割合は、83.2%で、令和5年度と比較すると1.0ポイント増加しています。「必要性は感じるが、取り組んでいない」「取り組む必要性を感じない」を合わせた『取り組んでいない』の割合は16.5%で、令和5年度と比較すると0.1ポイント増加しています。

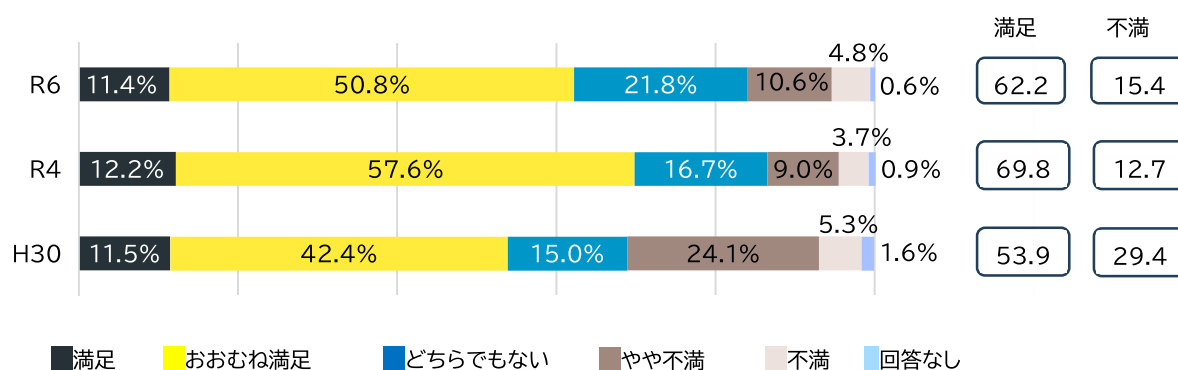
※「環境に配慮した取り組み」とは…

環境への負荷を少なくする、環境を守るために行う行動のことで、次のようなものがあります。

- ◎家庭や職場での節電や節水
- ◎車の使用を抑えた徒歩や自転車、公共交通機関の利用、エコドライブ
- ◎省エネ家電などエネルギー消費の少ない商品の購入
- ◎ごみの分別の徹底、マイバッグの利用などによるごみの減量

(2) 住んでいる周りの環境の満足度

住んでいる周りの環境に、現在どのくらい満足していますか？



『満足(満足・おおむね満足)』の割合は、平成30年度調査から令和4年度調査にかけて 15.9 ポイント増加しましたが、令和4年度から令和6年度にかけて 7.6 ポイント減少しました。

『不満(やや不満・不満)』の割合は、平成30年度から令和4年度調査にかけて16.7ポイント減少しましたが、令和4年度から令和6年度にかけて2.7ポイント増加しました。

※まわりの環境とは・・・

具体的には以下のことなど、環境全般に関するものです。

・公園や街路樹などの緑の豊かさ・里山や農地、森林などの緑の豊かさ・川や池などの水質や水辺の状況・昆虫や魚、鳥などの自然の生き物(生物多様性)の状況・市街地と自然のバランス・街並みなどの景観・大気や騒音、振動などの状況・ごみ処理(資源回収や分別収集など)の状況・環境教育、環境に関する情報の得やすさ

4 市民ワークショップ

【実施概要】

目的	こども・若者の意見を含む、市民の意見を計画に反映させるため、ワークショップを実施。
開催日時	令和7年6月28日(土) 13:00~16:00
開催場所	久留米商工会議所 5階
参加者	市内に住むまたは通勤・通学している小学校4年生以上 ① 10歳代……………10名 ② 20歳代~30歳代…… 3名 ③ 40歳代~50歳代…… 6名 ④ 60歳代以上………… 1名 計20名

(1)身近な環境について意見交換

①「ごみが出ないまち・久留米」をつくるには

啓発・教育(意識を変える)
小さいころから教える、リサイクル教育、地球温暖化対策のポスターを作成、SNSでの取り組み紹介、タブレットの活用、スポゴミ(ごみ拾いイベント)の実施、清掃活動の実施、など
制度の整備
リサイクルボックスを設置(20mおき)、どこでもプラスチックBOX、ごみ箱の増設、罰金や条例の制定、ごみを捨てにくい環境づくり、生ごみを動物に荒らされない工夫、など
リユース・リサイクル
中古品の積極的な利用、家具・家電のリサイクル、メルカリ等の活用、リユースショップを増やす、生ごみの堆肥化・肥料としての活用、など
発生抑制・環境配慮
無駄な包装をやめる、コンビニ等のプラスチックを受け取らない、リサイクルしやすい製品の製造、竹や木・紙など代替え素材の活用、エコバッグ利用でのポイント付与
生活習慣・暮らしの改善
食べられるところは捨てずに食べる、地産地消、ごみを拾う、ポイ捨てをしない、指定日にごみを出す、火力・原子力発電から地熱・太陽光へのシフトチェンジ

②「自然といっしょに暮らす力」を育てるには

観察・調査
水(川)の生物を自分で見つける、町探検する、外来種を探す、魚釣り・釣った魚を調べる
体験・遊び
親子でキャンプ、遊ぶ、森に体験しに行く、虫を多く見つけるゲーム
継続した関わり

生き物を飼う、花を植える、学校で生き物を飼う
教育・学習
講演会、外来種の勉強、授業で川や水の体験

③ たくさんの生き物が訪れ、安心して暮らせる場所にするには

住処と環境の整備
巣箱の設置、鳥小屋を作る、寝泊りできる場所を作る、ビオトープの造成、川をきれいにする、雨水を利用した小川や水たまり、水飲み場の設置、水を絶やさない工夫、人工の川で蛭を呼ぶ、コンクリートを減らす、葉っぱを散らす(隠れ家にする)
食料と植物の豊かさ
木を植える(植林)、果物になる木を植える、花を植える(一家庭一鉢運動)、植物を育てる、山の管理、草刈体験、木を切り過ぎない。
清潔な環境を保つ
農薬を減らす、汚れた水や薬を川・池に流さない、水道に油を流さない、ごみの分別、ポイ捨て禁止、夜行性の生き物のために明かりをつけすぎない
意識やルール、接し方
虫の命を大切にする、動物をいじめない、巣を荒らさない、木を折らない、外来種を勝手に連れてこない、勝手にえさをあげない、危険な物をおかない、火遊びをしない
教育・体験・啓発
田んぼの見学、ごみの種類を知る、「それはなぜ」を考える学習、「かわいい」だけじゃないことを学ぶ、巣作り設置体験、植林体験、ごみ拾い体験、公園に看板を立てる、なるべく歩く(環境負荷を減らす)

(2)「市民や事業者などすべての主体が高い環境意識を持ち、自ら取り組み、連帯して行動するまち(環境先進都市)」をみんなに分かるように表現するなら？

・他人事にしない ・守り続けよう私たちのまちの自然を ・みんなが環境を身近に感じ、大切にできる町 ・自然と友達・生物などを大事にする町 ・環境のことを考え、行動するまち ・自然、地球と仲良くなる久留米市・環境について日本一のまち ・私たちの1つの“良い”選択が、未来の良い暮らしを作る ・生物や水などを大切にするまち！！ ・心(ハート)のある環境活動 ・水を大切にするまち ・自然立・Keep ネイチャー ・ネイチャーリーダーシップ ・「パパそれだめだよ」運動しよう ・こどもも大人も1人1人が主役です。みんなで取り組もう「ひと・まち・しぜん」 ・環境を守るためわたしたちが行動する ・守ろう、くるめのみらい ・市のみんなで良い環境にするため協力するまち ・久留米の環境を守ろう ・大人も子どもも一緒に環境について考え行動するまち ・ごみ0(ゼロ)自慢の久留米 ・リサイクルのまち久留米



5 事業者・団体等ヒアリング

【実施概要】

目的	環境に関する取組の状況や取組を行う上での課題、行政に期待する支援等について聞き取り、事業に反映させる。
調査期間	令和7年6月28日(土)～2月27日
調査対象	久留米市内の中学、高校、事業者、団体(19団体)
調査方法	対面でのヒアリングを1時間程度実施

団体ヒアリング調査から得られた意見について、主な内容を下記にまとめました。

項目	意見のまとめ
団体、個人の取組の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・同じメンバーに偏っている。新しい団体・発掘されていない人を探している。 ・新しい協働の機会を探している。 ・若者の参加が難しい。 ・継続性を確保する工夫が必要。 ・大学の巻き込みは、コンソーシアムを通すなど方法を考える必要がある。 ・中小企業は環境配慮にける優先度は高くない。 ・誰もが同じ考えを持っているわけではない。協力してくれる人が少ない。
協働して取り組めること	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー事業者として、脱炭素分野での連携。 ・セミナーの共催や広報の協力は可能。補助金の説明会は反応がよい。 ・企業等を含む勉強会や意見交換の実施・調整など。 ・出前講座などでの啓発。・ポスティング時のごみ拾い。
協働の取組プラットフォームの状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業で実施。事務局を委託先が担い実施している。 ・地域や身近な人のつばやきを拾い、本業に+αの力、取組につなげ、日常の相互扶助を豊かにする取組を実施。様々な拠点が参加し、活動を進めている。 ・災害が起きた時に「助け合える地域づくり」を目指し、市民全員参加型の取組を具体化している。 ・プロジェクトのパートナー企業が27社。15年かけ仕組を構築。定期的にWEB会議を実施し、取組を報告し合っている。パートナー同士での取組も生まれている。

プラットフォームに期待するもの、課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く環境にだけ偏らない、生活視点があるものがよい。 ・情報共有だけで終わらず、実践へつなぐ場が必要。 ・市が事務局となりワーキンググループなどを作る場合、長所・短所がある。 ・参加者の巻き込み方とファシリテーションが重要。 ・総論的に話ができる人が必要。 ・目的やミッションを明確化するプロセスを設けることが必要。 ・ゆっくり進めることが重要。急には進まない。 ・市役所内でも連携して実施したほうが良い。 ・様々な主体の協働による相乗効果
--------------------	---

6 パブリック・コメント

久留米市環境基本計画(原案)に対する意見を市民等から募集

募集期間	令和 8 年 2 月 13 日～3 月 16 日
募集結果	57 件(9 名・3 団体)

意見の内訳

分 類	意見件数
第 1 章 計画の基本的事項	7 件
第 2 章 久留米市がめざす環境像	5 件
第 3 章 施策の方向と成果指標	40 件
第 4 章 計画の推進体制と進行管理	0 件
計画全体に対する意見	5 件

3 改定の経過

1 久留米市環境審議会等の開催状況など

(1) 環境審議会等の開催状況

開催時期	協議事項等
令和7年4月16日	第1回久留米市ゼロカーボンシティ推進本部 【議事】 ・次期久留米市環境基本計画策定について ・環境基本計画に基づく行動計画の2023年度実績について
令和7年5月12日	第1回久留米市環境審議会 【諮問】久留米市環境基本計画について 【議事】 ・次期久留米市環境基本計画策定について ・環境基本計画に基づく行動計画の2023年度実績について
令和7年11月6日	第2回久留米市ゼロカーボンシティ推進本部 【議事】 ・次期久留米市環境基本計画(素案)について
令和7年11月10日	第2回久留米市環境審議会 【議事】 ・第四次久留米市環境基本計画(素案)について
令和8年1月16日	第3回久留米市ゼロカーボンシティ推進本部 【議事】 ・第四次久留米市環境基本計画(原案)について
令和8年1月21日	第3回久留米市環境審議会 【議事】 ・第四次久留米市環境基本計画(原案)について
令和8年3月6日 ～3月13日 (書面会議)	第4回久留米市環境審議会 【議事】 ・第四次久留米市環境基本計画答申について

(2) 久留米市環境審議会 委員名簿

令和7年6月30日現在

番号	所属	役職	氏名
1	一般財団法人 九州環境管理協会 (九州大学 名誉教授)	理事長	島岡 隆行
2	久留米工業高等専門学校 生物応用化学科	教授	中嶋 裕之
3	久留米工業大学 建築・設備工学科	准教授	本松 賢治
4	久留米大学 医学部	教授	石竹 達也
5	聖マリア学院大学 看護学部	教授	井手 悠一郎
6	久留米市農業協同組合総務企画部総務課	課長代理	前田 望美
7	久留米商工会議所	常議員	野田 豊國
8	くるめクリーンパートナー	代表	高橋 和子
9	久留米市校区まちづくり連絡協議会	幹事	稲益 英孝
10	久留米市女性の会連絡協議会	会長	江上 昭子
11	久留米市地区環境衛生連合会	常任理事	鐘ヶ江 一枝
12	高齢者快適生活づくり研究会	代表	吉永 美佐子
13	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	環境長	堤 裕嗣

(3) 久留米市環境基本条例

平成11年3月31日

久留米市条例第15号

久留米市環境保全基本条例（昭和48年久留米市条例第47号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等（第7条—第12条）

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第13条—第18条）

第3節 環境保全協定（第19条・第20条）

第3章 久留米市環境審議会（第21条）

附則

わたしたちは、昭和48年に久留米市環境保全基本条例を制定し、環境保全に係る基本的姿勢を示し、我がふるさとを水と緑の人間都市とするために懸命の努力を続けてきた。

しかしながら、豊かさや利便さを追求してきた生活の営みやそれを支えてきた社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、地球的規模の広がりや将来の世代にわたる環境問題を生み出してきている。かけがえのない地球を守り、恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代に引き継ぐことは、わたしたちの願いであり、また責務である。

わたしたちは、市、市民、事業者のすべてのものの協働による循環を基調とする社会の形成により、自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米を実現していくことを決意し、ここに、新たに久留米市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 市は、基本理念の実現を図るために、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害を防止することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、市民が健康で文化的

かつ快適な生活を享受できる社会を実現すること。

- (2) 水や緑に親しむことのできる都市空間、地域の個性を活かした美しい景観及び居住環境並びに良好な環境の保全及び創造に資する施設を整備することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造すること。
- (3) 歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い都市環境を確保すること。
- (4) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保、森林、農地、河川等における多様な自然環境の保全、緑の創出等を図ることにより、自然と共生する豊かな環境を創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効利用を積極的に推進することにより、循環を基調とする社会を実現すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 良好な環境の保全及び創造に関する配慮指針及び行動計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 市長は、科学技術の進展、社会状況の変化等を勘案して必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。

(環境基本計画の策定手続)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合には、あらかじめ市民、事業者又はこれらのものの組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するように努めるとともに、第21条に規定する久留米市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との関係)

第10条 市長は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、市域における環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第12条 市長は、市の機関相互の調整及び市民等との協力を図り、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(公共的施設の整備の推進)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に資するため、下水道、廃棄物処理施設、公園その他の公共的施設の整備を積極的に推進するものとする。

(緑豊かな環境の確保)

第14条 市は、森林その他の緑が有する良好な環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備、市街地等における緑化の推進並びに緑に含まれた魅力ある都市空間の形成に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に資するため、良好な環境の保全及び創造に関する啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自主的に行う再生資源に係る回収活動、緑化活動、環境美化活動その他の良好な環境の保全及び創造に資する活動が促進されるように、これらの活動に対する助成、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第18条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進に関し広域的な対応が必要な場合は、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第3節 環境保全協定

(環境保全協定の締結)

第19条 市長は、事業者と協働して良好な環境の保全及び創造に資する活動を実施するため、市長が別に定める事業所と環境保全協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(環境保全協定の内容)

第20条 環境保全協定は、次に掲げる事項について定めることができるものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑化の推進に関すること。
- (3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量・適正処理、環境に配慮した施設整備その他環

境への負荷の低減に関すること。

- (4) 環境保全活動等への従業員の自主的参加の支援に関すること。
- (5) 環境管理体制等の整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

第3章 久留米市環境審議会

(環境審議会)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久留米市環境保全基本条例第6条第1項に規定する久留米市環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に審議会の委員に委嘱された者とみなす。